

青少年の非行の原因とその対策

——非行防止のために家庭、学校、社会は如何にあるべきか——

沢 田 忠 治

青少年の非行の原因とその対策

——非行防止のために家庭、学校、社会は如何にあるべきか——

沢田忠治

目次

緒論	第一章 青少年の非行
第一節 青少年非行の意義	第二節 青少年非行の実状把握と警察統計
第二章 石川県下の青少年非行の実態	第一節 非行の量的推移状況
	第二節 非行の質的傾向
(1) 刑法犯青少年	(1) 特別法犯青少年
(2) 賦犯不良行為青少年	(3) 薬物乱用青少年
(3) 家出青少年	(4) (5)
第三章 青少年非行の原因	
第四章 青少年非行化防止対策	第一節 主体の側の原因 (1) 欲求阻止の耐忍性の低弱 (2) 社会に適応する能力の不足 (3) 衝動性 (4) 情緒の不安定性 (5) 心身発達のアンバランス (6) 非道徳性・道義観の低下 (7) 非行青少年の一般的性格傾向
	第二節 環境の側の原因 (1) 家庭内の原因 (2) 学校内の原因 (3) 一般社会内の原因

第一節 青少年非行防止対策としての家庭教育

- (+) ① 乳幼児期のしつけ
 (1) すなおさのしつけ
- (+) ② 情緒の安定性と愛情
 (1) 自己中心性の取扱い方
- (+) ③ 宗教意識の養成
 (1) 児童期の家庭教育
- (+) ④ 嘘と盗みについてのしつけ
 (1) ギャング時代の教育
- (+) ⑤ 心の開放性と模倣心の取扱い
 (1) 地域の成人教育
- (+) ⑥ 公平な取扱い
 (1) 両親教育
- (+) ⑦ 青年期の取扱い
 (1) マスコミ対策
- (+) ⑧ 大人扱い
 (1) 青少年健全育成のための施設、設備の充実
- (+) ⑨ 親子の話合い
 (1) 勤労青少年の優遇
- (+) ⑩ 自己劣等感の取扱い
 (1) 各組織、機関の有機的連絡、協調の強化
- (+) ⑪ 自己主張の取扱い
 (1) 期待過剰にならない
- (+) ⑫ 将来の生活設計の樹立への協力
 (1) 生活の規則性と異性問題
- (+) ⑬ 道徳的意志の養成

試験本位の教育の反省

- 問題の生徒を除外しない
- 師弟の人間関係の密接化を図る

第三節 不良化防止のため的一般社会

- ガイダンス組織の強化

参考文献

- 結語
- 各組織、機関の有機的連絡、協調の強化

緒論

現今、青少年非行の問題は、家庭・学校・職場においては勿論、社会教育上重要な問題である。

昭和四六年一月二十五日警察庁が、昨年一年間の全国少年補導と保護の実態をまとめて発表した。

それによれば、昨年一年間に道交法を除く刑法犯で検挙された犯罪少年（一四才から一九才まで）は、一一三・二九五人で前年より約六・〇〇〇人の増加である。青少年の犯罪は昭和四〇年以後漸次減る傾向にあったのが、五年振りに急激に増加した。犯罪内容も盜み、とばく、恐かつ、強盗など成人並みの凶悪犯罪が低年令層に広がっている。

また、触法少年（一四才以下で法に触れた少年）として補導したのは、三四・七二七人で、これも前年度より一〇・七%の増、少年一・〇〇〇人につき一〇・五人が検挙され、五・六人が補導された計算になると報じている。

前年より少年の全人口が約五五万人減っていることからみると、実質は大変な増加率といえる。
中、高校生の保護、補導状況をみれば、中学生は三〇人に一人、高校生は一五人に一人が対象となっている。
また、一時大きな社会問題になったシンナー遊びによる死者は五三人、補導した少年は四〇・〇四五人と依然多い数を示している。

石川県下においても、全国の傾向と同様に青少年の非行、犯罪は昭和四五年度は急増の傾向を示している。

筆者は以前当社会教育年報第三号に「青少年の不良化の問題」を発表した。それには昭和三五年から三七年の石川県下の実態についてであった。

今回はそれに引き続き、それ以後の傾向について実態を報告し、前回の不充分な点を補充、訂正を加えて、発表した

いと思う。

石川県下の青少年の非行傾向は、戦後次第に増加し、昭和二六年を頂点として、一時減少の傾向にあつたが、昭和三十四年頃から次第に増加し、昭和四一年に最高を示し、以後、次第に減少の傾向を示してはいたが、また、四五年には急激に増加している。

このような青少年非行の問題に対し、関係諸機関、家庭、学校、一般社会に呼びかけて積極的な防止対策を立て、実際活動を強化することは、今や、きわめて緊急な社会問題であり、社会教育の課題である。

この課題解決には、青少年非行の実態を知り、その原因を探究し、その対策を立てる必要がある。

この研究は石川県警察の少年非行の統計をもとにし、県下の青少年の非行の趨勢を概観し、全国の傾向と比較し、犯罪の量的推移、質的傾向を考察すると共にその原因を青少年の心理的面と社会、学校、家庭などの環境の面とから検討を加え、更に非行防止対策について考察したものである。

第一章 青少年の非行

第一節 青少年非行の意義

青少年非行という言葉はかなり一般化した言葉であるが、厳密に青少年非行とは何かについて、法律的に明らかに定められているわけではなく、社会的にも明確ではない。

ただ、少年非行という文字が、現行少年保護法制上に用いられている。

少年法は、二〇才未満の者を少年とよび、非行のある少年に対し性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行なうことを定めている。少年法では青年という語句は使用されておらず、青少年非行とは呼ばない。

心理学的立場からいえば、現行の少年法は青年法とし、一二才未満の児童期の子どもを対象にしたもの少年法と名称を改めるべきではないかと思う。

現行の少年法では非行少年を三種に分類している。すなわち、その第三条において、罪を犯した少年を犯罪少年といい、刑事責任年令（一四才）に満たないで刑罰法令に触れた行為をした少年を触法少年という。更に保護者の正当な監護に服さなかつたり、犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際したり又はいかがわしい場所に出入りしたり、自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖があつて、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年を虞犯少年と呼んで、家庭裁判所の審判に附するものとしているのである。

このように、少年法では犯罪少年、触法少年及び虞犯少年を総括して、非行少年と呼んでいるわけである。

しかし、この研究で取りあげる青少年とは、法的に問題になる非行少年は勿論のこと、もつと広く社会的、道徳的に「よくない行為をする青少年」と考え、一四才未満の子どもを少年と呼び、一四才から二〇才未満の少年法に対象となるものを青年として把握しておきたいと思う。

第二節 青少年非行の実状把握と警察統計

青少年非行の実状を把握するには、過去の統計をもとにしなければならない。

一般に犯罪現象を検討するために利用する統計には、警察統計、検察統計、司法統計の三種がある。

警察統計は警察署において犯罪であることを認知した事件及び人員についての統計である。

検察統計は検察庁が受理した人員及び起訴或は不起訴として処理した事件についての統計である。

司法統計は裁判所が受理した人員、有罪とされた人員及び保護処分その他の措置を定めた人員などについての統計である。

これ等の統計のうちどの数値をとらえて犯罪現象を検討するかは、犯罪現象を把握するための最初の問題である。

青少年非行を統計的に考察する場合には、犯罪少年については、保護処分を行なうことが原則とされており、触法少年及び犯少年については、刑罰を科されることがないことになっているのであるから、その資料とする統計は、警察統計が中心とならざるを得ない。

それで、本稿においては、広く青少年の不良化、非行化の傾向を問題にとりあげた関係上、石川県の警察統計を中心資料とし、他方、全国の警察庁の発表の資料と比較しながら考察を進めたいと思う。

一般に警察統計によつて犯罪現象を考察するには、発生件数、検挙件数、検挙人員数が使用されるが、青少年非行の数や質を問題にする場合、ぐる犯事件はその性質上、人員数のみが統計に計上されているに過ぎないし、また、犯罪事件についても、その事件が解決されない限り、それが少年によつて行なわれたものであるか否かは不明であるから、青少年非行の件数は甚だあいまいなもので、統計上純粹にこれは青少年非行の件数だというものは、統計上あり得ないのではないかの疑問が生ずる。

したがつて、青少年犯罪、または、触法行為を把握するために、統計上の尺度として、検挙件数又は触法行為数をとるか、その人数をとるかは、一応問題のあるところである。

さらにまた、青少年非行のうち、成人との共犯事件が相当数あることなどを考え、この研究では人数を尺度として考

察を進めていくことにする。

次に、青少年非行の実体把握に対する警察統計の限界及び問題点についてふれてみよう。

少年非行についての警察統計数値に關し、問題となるのは第一に、少年法の改正に伴つて、年令の範囲が異っているため、単に刑法犯少年として比較すると、甚だ不正確な結果を生ずること、および刑罰法令の改正に伴つて、罪の追加又は削除があるため、改正前後の統計の比較が不正確になることである。

第二に警察統計は、当該管区内の警察が発生を認知した事件又は処理した事件及び人員についての統計であつて、これには鉄道公安官、海上保安官、麻薬取締官等の特別司法警察職員の取扱つた数は計上されていないことである。

しかし、これらの数は極めて小数のため、無視することができるを考えられると警察庁防犯少年課の三上氏は述べている。^(註1)

第三に、警察統計の人員数に若干の重複がある点である。例えば、ある少年が數回非行を重ねた場合に（その間に一定の日時の間隔のある場合）この一人の少年について数回の送致又は通告が行なわれることがある。そしてこれが統計上には数人として計算される。

また、ある警察署に検挙され、他の所属警察署に処置を移管した場合に両署の統計に計上される場合がある。

第四に、最も問題になる点は、現実の非行現象と統計との誤差についてである。

すなわち、現実に青少年犯罪が行なわれていても、それが警察によって認知されず、検挙されない限りにおいては、発生件数、検挙人數として統計上にはあらわれてこないのである。

この点が警察統計によつて青少年の非行傾向や特質を把握しようとする場合の盲点である。

青少年犯罪のみでなく、成人の犯罪においても、警察統計にあらわれない数値は、あらわれている数値の少なくとも

二倍にのぼるものと、一般に考えられている。^(註2)

それゆえ、われわれが警察統計によつて測定し得る青少年の非行は、実際の青少年非行の一部分に過ぎないのである。

この実際の非行の一部分に過ぎない統計によつて、非行の趨勢や特質を認識しようとすることは、果してどの程度の価値をもつものであるか、このことは犯罪統計に関する最大の問題であろう。

この点に対し厳しく批判をする者の中には、現実の犯罪の半数も把握しない犯罪統計をもつて犯罪の全体を論議することは全く無意味であると極論しているものもある。

しかしながら、一般社会事象の現状を把握する場合に統計の意義を軽視することはできない。それらの統計は、必ずしも社会事象のすべてを含むものではないにしても、集団現象のもつ規則性から考えて、その社会事象を代表するに近い意味をもつものと認めて、決して不当ではないと考えられるからである。

犯罪統計も、そのあらわす数値が、現実の犯罪と常に一定の比率を保つてゐるといい得ないまでも、極めて特別の場合を除いては、その誤差の範囲は統計の価値を無意味にするほど不定なものとは考えられないという論者がある。^(註3)

更に、三上氏の言葉を借りれば「多くの国々で、多年にわたつて、それが殆んど定数に近いものを示してゐるもののが極めて多いという事実にまつまでもなく、それが現実の犯罪事実の代表的頻度と性質に近いものを示すものとして、これによつて少年非行の現実を周到な注意をもつて評価することの妥当性は疑うべくもない」とのべている。

以上の諸点を考慮の上、石川県の警察統計^(註5)を用いて、県下の青少年の非行問題を考察しようと思う。

第二章 石川県下の青少年非行の実態

第一節 非行の量的推移状況

昭和三五年以降十年間の石川県下の青少年の刑法犯、特別法犯、ぐ犯不良行為者の総数の推移状況は第一表の通りである。

この表にあきらかなるように、昭和四一年は前年度に比べて、刑法犯は減少しているが、特別法犯とぐ犯不良青少年は著しく増加し、何れも戦後最高の数値を記録している。

それ以後は逐年減少の傾向を示している。

年次別	罪種別	刑法犯	特別法犯	ぐ犯不良行 為少年
昭和35年		1,360	6,824	11,398
36		1,424	7,954	14,061
37		1,527	7,742	12,789
38		1,767	6,628	12,117
39		1,957	8,898	17,727
40		2,212 (1,743)	9,449	14,455
41		1,796 (1,386)	10,376	22,811
42		1,799 (1,305)	8,556	19,615
43		1,891 (1,166)	5,141	17,342
44		1,861 (1,054)	5,009	16,358
45		1,965 (1,273)	5,783	19,164

註()内は交通業過犯を除いた一般刑法犯

この傾向は全国統計と比較すれば、ほぼ同じ減少傾向にある。

しかし、昭和四五年には、犯罪、触法、ぐ犯共に増加の傾向にあると報告されている。

それでは、県下の青少年の総数は増加したためかと考えると、特に青少年の人口は増加していないとの報告がある。

第二節 質的傾向

県下青少年非行の質的傾向を概観すれば、前回に発表した特質が減少しないものと、新らしく附加された特質とが認められる。

- (1)凶悪犯罪や集団化傾向は減少していない。
- (2)非行の低年令化傾向が顕著。

(3)都市集中化傾向は強い。

(4)窃盜犯は依然として多い。

(5)モータリゼーションに伴い、自動車、オートバイに関連する犯罪が増加している。

る。

スピードとスリルを求める青少年の心理を刺激して犯罪を誘発する車に關係しての窃盜、交通事故、性的非行は年々増加の傾向にある。

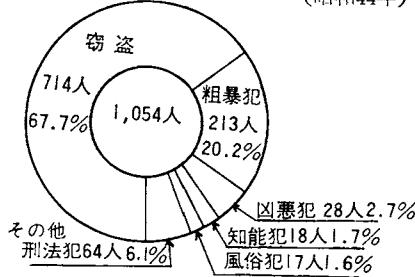
(6)家出、無断外泊などと関連した非行が増加している。

(7)シンナーや有機溶剤を含有する接着剤の乱用による非行が小数ではあるが、あらわれて来ている。

昭和四四年中の県内の非行青少年で補導された者は総計二三、一一八人で、四五年では二六、九二名と増加している。

(1)刑法犯青少年

第1図 刑法犯青少年
(昭和44年)



昭和四四年度の一般刑法犯青少年総数は一、〇五四人である。これを罪種別にみると次の図の如く、窃盗が全体の六七%で圧倒的に多く、ついで粗暴犯、その他刑法犯、凶悪犯、知能犯、風俗犯の順である。

この順位は、ほぼ各年類似している。

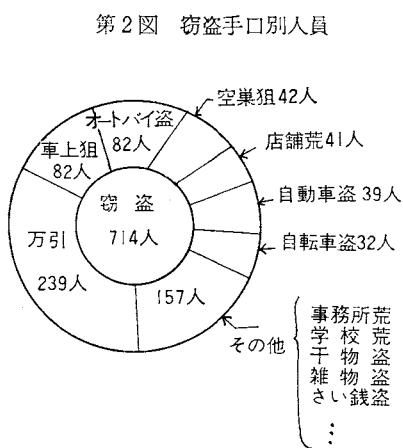
窃盗は青少年犯罪の中で常に最大の比率を占めている。

窃盗の手口は万引が二九三人で三三・三%で最も多く、ついで車上狙い、オートバイ盗み、空巣狙い、店舗荒し、自動車盜、自転車盜などが主なものである。(第2図)

凶悪犯は殺人、強盗、放火、強姦等で、昭和四三年の半数に減っている。

粗暴犯は暴行、傷害、脅迫、恐喝で前年より少し減っている。

風俗犯は賭博以外は性犯罪である。



(2) 特別法犯青少年

四四年中の特別法犯青少年は五、〇〇九人で、成人を含めた特別法犯検挙人員一三、九〇六人の三六%に相当する。法令別の人数は、第九表に示す通りである。道路交通法は最も多く四、九四八人で全体の九八・八%を占めている。

(3) ゲ犯不良行為青少年

ゲ犯不良行為で過去十年間に補導を受けた青少年は第九表に示す通りであり、この表からみれば、昭和四一年度をピークにして漸次低下の傾向を示している。

第2表 刑法犯青少年の罪種別入数の年次推移

年次別 罪種別		昭和 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44									
凶 悪 犯	殺人	2	1	3	1	0	6	2	3	3	2
	強盗	13	6	11	4	24	10	11	12	13	5
	放火	8	13	14	4	7	8	2	7	3	1
	強姦	17	26	38	20	30	36	43	34	37	20
	合計	40	46	66	29	61	60	58	56	56	28
粗 暴 犯	暴行	82	113	133	120	123	123	119	132	81	67
	傷害	146	129	136	123	121	182	155	140	123	93
	脅迫	8	3	12	16	11	10	8	6	5	12
	恐喝	111	94	74	93	82	86	95	43	36	41
	合計	347	339	355	352	337	401	377	321	245	213
窃盜	窃盜	690	765	768	1,020	1,046	1,165	802	759	774	714
知能犯	詐欺	36	30	24	30	21	19	19	16	13	8
	横領	29	24	25	4	6	14	8	10	5	10
	合計	65	54	49	34	27	33	27	26	18	18
風俗犯	賭博	2	1	4	1	24	38	27	42	8	5
	強制わいせつ	14	9	16	14	16	46	32	20	25	10
	わいせつ物等								(5)	(2)	
	合計	16	10	20	15	40	84	59	62	38	17
その他											
一般刑法犯合		1,158 1,214 1,258 1,450 1,511 1,743 1,386 1,305 1,166 1,054									
交通業過犯		202	210	269	317	446	469	410	494	725	807

昭和四四年度中補導された青少年を行為別に示したもの
は、第四図である。この図に明かなように、喫煙が全体の三分の一以上を占めている。

次は夜遊び、不健全娛樂、盛り場はいかい、不純異性交遊、飲酒、不良交友、怠業、怠学、家出等々である。

これを年令別に見れば第五図の通りである。

(4) 薬物乱用青少年

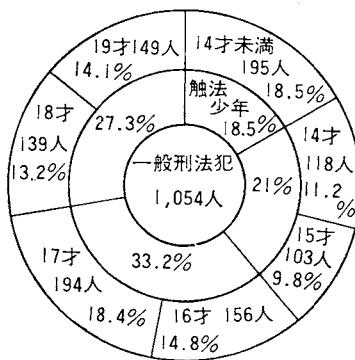
昭和四四年度中、全国で、薬物乱用のため一六一人の死者が出ていて、本県では死者はないが五一人の青少年が補導されている。

その内二人が精神障害のう

第3表 一般刑法犯青少年の年令別年次推移表

年 令層別	年次別	昭和 35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
14才未満	351	337	298	315	262	282	142	153	152	195	
14, 15才	134	218	364	420	380	400	267	256	231	221	
16, 17才	345	329	277	438	581	657	527	465	393	350	
18, 19才	327	330	319	277	288	404	449	431	390	288	
合 計	1,157	1,214	1,258	1,450	1,511	1,743	1,386	1,305	1,166	1,054	

第3図 一般刑法犯青少年の年令別表



第4表 年令別の罪種状況(44年)

罪種別	年令別	14才未満	14才	15	16	17	18	19	合計
凶 惡 犯			2		5	8	5	8	28
粗 暴 犯		2	5	5	23	67	43	68	213
窃 盗		163	111	88	108	104	74	66	714
知 能 犯				4	7	3	3	1	18
風 俗 犯		1		2	6	3	3	2	17
その他の刑法犯		29		4	7	9	11	4	64
合 計		195	118	103	156	194	139	149	1,054

第5表 一般刑法犯青少年の学生・生徒・一般青少年年次推移表（44年）

年次別		昭和 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44									
学年・生徒	小學生 (含未就学)	228	185	133	151	125	161	68	90	76	113
	中学生	215	323	454	471	435	410	265	235	255	258
	高校生	102	135	156	233	264	375	302	321	246	219
	その他の学生	3	5	17	22	46	33	35	33	38	42
一般年青	有職者	443	450	372	414	501	598	553	484	439	337
	無職者	166	116	126	159	140	166	163	142	112	85
合計		1,157	1,214	1,258	1,450	1,511	1,743	1,386	1,305	1,166	1,054

第6表 一般青少年刑法犯

年次	罪種							合計
	凶悪犯	粗暴犯	窃盜	知能犯	風俗犯	その他 刑法犯		
43年	(1) 43	(8) 202	(73) 255	(4) 14	(1) 18	(1) 19	(88) 551	
44年	20	160	(54) 212	(1) 6	(1) 7	(1) 17	(57) 422	

第7表 一般刑法犯青少年の地区別補導状況
(44年)

地区別	罪種別					合計
	凶悪犯	粗暴犯	窃盜	その他		
金沢地区	8	82	310	38	438	
加賀地区	5	47	186	27	265	
能登地区	15	84	218	34	351	
合計	28	213	714	99	1,054	

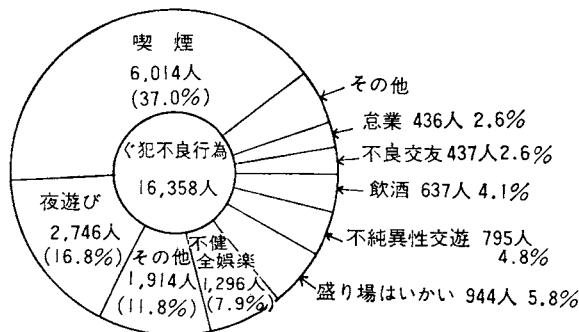
第8表 特別法犯青少年(44年)

法令別	人数
道路交通法	4,948
軽犯罪法	18
水産資源保護法	15
銃砲刀剣類所持等取締法	11
外国人登録法	6
酩酊者規制法	5
その他	6

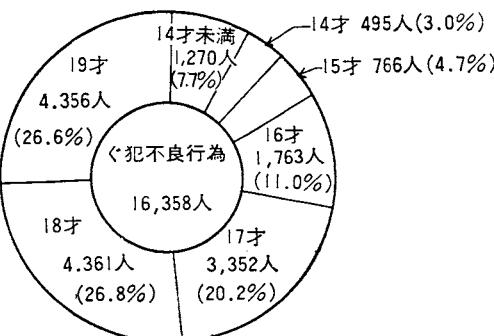
第9表 グ犯不良行為青少年推移表

年次別 人数	昭和										
	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
人 数	11,398	14,061	12,789	12,117	17,727	19,455	22,811	19,615	17,342	16,358	19,164
指 数	100	123	112	106	156	171	200	172	152	146	168

第4図 グ犯・不良行為青少年の行為状況(44年)



第5図 グ犯・不良行為青少年の年令別状況



たがいがもたれている。第一〇表は四五年度の状況であつて、四四年度のものと比較して一年間の増加傾向を示す。シンナー遊びの傾向は次第に西日本中心に激増の傾向があり、警戒を要する。

(5) 家出青少年

近年、家出青少年は増加の傾向にあり、四四年度中に県警が取扱つた家出青少年の総数は四六九人（内女子は二六二人）の多数にのぼり、成人を含む家出入総数の五三・五%を占めている。

青少年は思慮が浅く、生活能力もないため、自然に家出は非行、犯罪につらなっていく例が極めて多いのである。家出青少年の発見保護は少年警察の仕事の大きな分野を占めている。

家出青少年の実態について、若干の資料をあげれば、次表の通りである。（第一一表）

搜索願出のあつた家出青少年は三三八人、搜索願いはないが補導の結果家出青少年と判明したものが一三一人で計四六九人であった。

また、一年間に発見され保護された青少年は四三〇人（警察保護二九八人、自から帰宅したもの一三二人）である。このうち県外警察で発見された者が三八人で、東京都の一八人をはじめ、近県はもとより、日本全地域にわたっている。

搜索願出のあつた家出青少年について、学職別、年令別に分析すれ

学職別 薬物別	学生・生徒				有職青少年	無職青少年	総計	昭和四四年
	未就学	小学生	中学生	高校生 その他の 生徒				
シンナー				9 (4) 5	6 (2) 13	(2) 2 10 1	29 (5) 22	
ボンド				(5) 11				
セメダイン								
合 計				(9) 25	1 (9) 26	(2) 19 13	(13) 58	
昭和44年				(4) 28	(1) 1	(5) 29	15 7	(5) 51

ば、学生生徒は二三七人（四一%）、一般青少年二〇一人（五九%）であり、学生生徒では高校生が八一人で圧倒的に多く、中学生はこれについている。

年令別では一七才が七六人で最も多く、一八才・一九才是各六九人でこれに次いでいる。

家出青少年の原因については、県警の調査に依れば、第一二表の通りである。

中学生では「勉強が嫌いで」が最

も多くの「放浪癖」、「父兄に叱られて」などの単純な理由によるものが殆んどである。高校生では「勉強が嫌いで」が特に多く、「恋愛」、「父兄に叱られ」、「都会にあこがれて」、「ノイローゼ」などが次いでいる。一般青少年では「恋愛」、「父兄に叱られて」は多く、「仕事が性に合わない」、「誘惑されて」などが主なるものである。

第11表 家出青少年年令別検索願出及び発見
状況表 (44年)

年令別	性別区分			検索願出数			発見者		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
10才以下	2	1	3	(1) 3	1	(1) 4			
11				(2) 2				(2) 2	
12		1	1	(4) 4	1	(4) 5			
13		1	3	(2) 5	(4) 10	(6) 15			
14		11	18	(6) 11	(7) 11	(13) 22			
15	20	17	37	(3) 18	(8) 23	(11) 41			
16	24	38	62	(15) 40	(10) 38	(25) 78			
17	37	39	76	(18) 52	(14) 53	(32) 105			
18	17	52	69	(15) 31	(9) 65	(24) 96			
19	20	49	69	(9) 24	(4) 38	(13) 62			
合計	132	206	338	(75) 190	(56) 240	(131) 430			

註 発見数中()内は検索願出ないものを内数
示す。

第12表 家出青少年の原因別表（44年）

原因別	学職別	小	中	高	大	そ	一青	計
		学生	学生	校生	学生	学の他生	少年般年	
第三章 青少年 非行 の原 因	放浪癖	(1) 2	4	1		(4) 9	(5) 16	
	勉強が嫌いで	(1) 1	(4) 8	(15) 27	1	2		(20) 39
	父兄に叱られて	1	(1) 4	(5) 11	(1)	(15) 29	(22) 46	
	恋愛			(7) 11	(3) 4	(26) 31	(38) 46	
	結婚に反対され て				(1) 1	(7) 8	(8) 9	
	都会にあこがれ て	(2) 3	(3) 4			(10) 13	(15) 20	
	親子の不和			(1) 4		(2) 14	(3) 18	
	ノイローゼ			(2) 4	5	(8) 14	(10) 23	
	いやな学友をさ けて			(1) 3			(1) 3	
	仕事が性に合わ ない					(18) 22	(18) 22	
	誘惑されて			1		(18) 19	(18) 20	
	その他		(7) 14	(8) 15	(1) 1	4	(32) 42	(48) 76
合 計		(2) 4	(14) 33	(42) 81	(2) 8	(4) 11	(142) 201	(206) 338

註 () 内は女子を内数で示す。

青少年の非行の原因は多種多様であつて、極めて複雑である。

人間の行動は、すべて主体の側に欲求があり、その欲求をみたすために、環境に働きかけることから生起するのである。

クルト・レヴァン (K.Lewin) は、人の行動を次の公式であらわしてゐる。

$$B = f(P, E)$$

Bは人間の行動 (Behavior), Pは個人の内部事情 (欲求、態度など) (Personality), Eは外部事情 (環境) (Environment)、^(註6) である。Eは函数である。

行動は個人のパーソナリティの欲求と環境との函数である。^(註6) といふ。

青少年の非行も、この原則によるものである。

そこで非行の原因を、青少年の主体の側の要因と環境の側の要因とに大別できる。

第一節 主体の側の原因

(1) 欲求阻止の耐忍性の低弱

人間は欲求のかたまりである。

この欲求を満たすために行動を起す、しかし、その行動はなんらかの障害のために阻止され、欲求が満たされないままに、緊張が続いて残ることがある。

この状態をフラストレーション (Frustration) といふ。このフラストレーションに耐え得る心の強さを欲求阻止の耐忍性 (Frustration Tolerance) といふ。

この欲求阻止の耐忍性と不良行為とは関係がある。

人生では、いつの時期においても、自分のすべての欲求が満足されるものではない。だれもが、常に自分の欲求と戦わなければならぬ。

一般に精神低格者、変質者、幼児などは精神発達が不十分で、耐忍度が弱く、その行動が衝動的になる。

また、一人っ子、長子、病氣がちの弱い子、末子、祖父母育ちの子及び過保護に育てられた子どもなどは、幼児期からフラストレートの経験が少く、耐忍度が充分に発達しないのである。

幼少期には、子どもの欲求は単純で、その力も弱く、両親はその欲求を容易に満たしてやることができるのであるが、青年期になるとその欲求の種類も、生理的欲求、社会的欲求、自我欲求などと拡大し、その力も強力になつてくる。

この強力な欲求を満足させられなくなつてくる。

耐忍性が低弱であるところへ、外界から欲求をあふり立てるどきつい刺戟が押し寄せてくるのである。そこに非行が生起する。しかし、このような渦巻きの環境の中に生活していながらも、大多数の青少年は、非行もせず、不良化もないものである。それは、彼等も多くのフラストレーションに悩まされながら、それに耐えて、堅実に生きぬいでいるからである。

今日、青少年の不良化は激増しているということは、換言すれば、欲求阻止の耐忍度の低弱な青少年が増加しているというべきであろう。この問題を裏づける実例がある。

以前、金沢市の中署に補導された少女万引グループ十八名の一団があった。メンバーは中学一年生から高校三年まで、ほかに勤労女子青年二名が加わっていた。警察の調べによると、市内の各商店から三十数回にわたって、集団で盜

みを行つたのである。彼女達は何れもは好み、強情、大胆、放縱であつた。

しかも、十八名の内八名が一人娘であり、何れの家庭も中流か中流以上の家庭の子女であることが発見された。

これら一人娘が、幼児期から家庭内でどのように養育されてきたかを想像するに、欲しいものはなんでも与えられ、わがままがゆるされ、保護されすぎて育てられ、そのため欲求阻止の耐忍性は養成されなかつたと考えられる。それが青年期になつて、欲望はつる一方で、両親ではこれらの子女の欲求に応じ切れないし、子女の心の中に耐忍性が低弱なために、万引という非行に転落していったのであらうと思われる。

(2) 社会に適応する能力の不足

混乱している現代社会の中でも、健康な精神を所有している大多数の青少年は非行もせず、不良化もしないのである。これらの青少年は、厳しい人生に率直に直面し、現実から逃避しない。人生の危機場面に遭遇しても、冷静に、先を見透し、成功的に社会に適応する意志と能力とをもつてゐるのである。

これに反して、非行青少年は厳しい現実の社会に適応する意志と能力が不足しているのである。
適応の能力が不足していくて、かつ、度々適応に失敗すると、不満足感、情緒の不安定、恐怖、煩悶、自己劣等感、ごまかし、思考又は行動の悪習慣、病気、反社会的行動などがあらわれてくるのである。
では、このような社会的適応能力はどのようにして養成されるものであろうか。

それには幼児期からの生育過程が問題になる。幼児が家庭生活から学校生活に入る頃になると、生活環境は拡大する。そして彼等はその生活環境の一つ一つの場面で、自分はどのように自己表現したらよいか、どんな行動をしたらよいかという課題があたえられる。

そして、彼等は両親、教師、兄弟、友達などとの人間関係を通して、自分のなすべき行動を学習し、自分がそれぞれ

の集団の中で占める地位と役割を自覚し、何んとかして多くの人々の期待や要求と調和しようと努力しつづけるのである。

このようにして、彼等は自己の適応能力を人間関係を通じて、自分自身が自然に学習し、つくりあげていくのであるが、その生育の過程の中で、なんらかの理由で、適応の能力を充分に身につけられなかつた者は、不適応行動を示すようになるのである。

特に、青年期になると人間関係は益々複雑になり、他人の存在、他人の感情、他人の自分に対する思惑などに敏感になつてくる。

また、自己主張は強くなり、他我との対立がはげしくなる。他我との対立から、自分の心の中に自己劣等感、萎縮感と自信過剰、自我拡大感、自己優越感などが生じ、自己に対する満足と不満足という、強い自我感情に支配されてくる。

自我感情が強まるにつれて、自分が環境からの期待や要求に副うことができれば、集団の中で安定感が得られ、満足と快適な生活が続けられるのであるが、反対に、自分が環境からの期待や要求に副うことができなかつたり、その能力が自分に不足していることに気づき、相當に努力しても、期待に副えない場合には、追いつめられた状態、あるいは集団からはじき出されはしないか、あるいは、はじき出されていると思うと、自己劣等感、自己嫌悪感に悩まされるのである。

その結果、反抗や粗暴な振舞いをし、ついには自暴自棄に陥り、非行、犯罪へとかり立てられていくのである。

たとえば、学級内で学業成績が不振で、教師の期待に副えない、教師の指導についていけない、そのため、教師からも学友からもみとめてもらえない生徒は、学校生活は甚だ苦痛で、教室は抑圧の場になる、そのため、怠学、ぬけ遊

び、する休みなどのぐ犯行為に転落していくのである。

また、ある生徒が家庭で両親から有名高校へ、一流大学への入学が期待されているのに、自分の実力ではその期待に副えないし、両親から勉強を強いられると、家庭は圧迫、束縛の場となり、不満、不安定感を生じ、家出、不良交友、不健全娯楽、非行、犯罪などの道を辿ることになるのである。

この具体的な事例として、次のような事件があった。

数年前、金沢市中の有名中学校六校の三年生四九名が二群に分れて、近郊の丘の上で、雪のある一月に日本刀や空気銃、野球のバット、自転車のチャーンなどをもつて乱斗事件を起しかけたことがある。（未然に警察の手で押えられた。）

これに参加した生徒は全員三年生で、学業成績は不良で学習意欲を欠き、家庭は何れも中流か中流以上で、全員高校進学を親から期待されていた。これ等の生徒は学校では教師の指導についていけず、家庭では両親から勉強をしいられるが、親の期待に副えない状態であったようである。

そのため、学校も家庭もつめたく、抑圧の場であり、どこか安定感のもてる場を探し求めている間に、自分と同じ考え方、同じ悩み、同じ不満をもつている者同志の集合の場が出来上つていったのである。

市内中学校で何れの学校にも、この種の生徒が存在し、各学校、地域には単位、グループがあり、それには各々リーダーがあり、リーダーの命令一下、同一地点に同一時刻に集合できるようになっていたのである。

これこそ、前近代的ヤクザ組織に似ている。青少年非行の集団化はこのようにして出来上つてくるのである。彼等が集団を作つて、同一場所に集合して、口頭の欲求不満、自己劣等感、優越欲を集団の中で補償的行動で解消しようとする。

その行動が、喫煙、飲酒、不健全娯楽、婦女からかい、乱暴、喧嘩のような非行へと發展していくのである。

(3) 衝動性

人は社会生活を営むためには、社会を認容し、社会に適応しなければならない。社会に適応するためには、自己の衝動、欲求をある程度制御し、忍耐し、内部の葛藤を克服することが必要である。非行青少年は自己の衝動を制御する自制力が弱く、生理的、本能的な原始的欲求をそのまま行動にあらわし、生理的自然人にまでなりさがり、生物学的水準で行為をするのである。

健康な精神の所有者は原始的欲求を社会的規範体系にてらして、それを統制しながら社会の中に生きていくのであるが、強盗、殺人などの凶悪犯者および自殺者などの心理状態の根底には強力な衝動性があると考えられる。

非行青少年の行為にもこれと同様に強度の欲求が起ると社会的規範や障壁を意識しないで不合理な行為、不道徳な行為を衝動的に行なうのである。

たとえば、二、三千円の小遣いが欲しい時に、正当な手続きで働いて入手することをせずに、強盗、恐喝、さき、殺人すらあえて行うのである。また、性的欲望にかられて、婦人を襲う非行青少年も同様である。

(4) 情緒の不安定性

青年期の心理的特徴の一つに、情緒の不安定があげられる。青年の情緒は喜びと悲しみ、愛と憎、従順と反抗、得意と失意など極端から極端へと振子のように動くのである。

ここに、否定的情緒といわれる怒り、恐怖、憎悪、悲しみ、ねたみなどが、急激に極度に高まるとき、正邪善惡、合理的の知的判断ができず、原始的・衝動的な行動にかり立てられるのである。

それは、否定的情緒が極度に昇進すると、副腎からアドレナリンが多量に血液の中に流出し、そのため脳の判断力が

弱まり、身体的動作が活発になるためと考えられている。

野原から捕えて来た小鳥を部屋の中に放つと、光の射す窓に向つて夢中に突進し、幾回かそれを繰返して、ついに、嘴を折り、脳震盪を起して死ぬような行動を運動暴発という、この種の行動を示すのである。

かかる行動の最も典型的な事例は、数年前、日比谷公会堂で、社会党書記長浅沼稲次郎氏を刺殺した山口二矢の事件がある。また、殆んど同じ頃に、中央公論社々長島中鵬二氏を殺害しようとして島中家にしおびこんでいて、老女の政婦を島中氏と思い殺した小森青年の行為もこの種のものである。

現代社会は人々の情緒を動搖させ「カッ」とならせる原因は極めて多く、異常行動を誘発させる危険を多分に含んでいるのである。

非行青少年は一般に情緒の不安定性を内包している。

(5) 心身の発達の不均衡

青春期の身体的発達は、大体十二才から十六才頃までは急速に発達し、身体の構造や機能にも一大変化をみる時期である。その後、十七才からは発達は緩慢になり、大体、男子は二十才頃、女子は十九才頃に停止するといわれている。

青春期のこの急速な身体的発達と性的成熟とは、青年の精神生活に大きな影響を与えるのである。特に性腺の発達は第二次性徴の出現の原因となり、男女の性差を明確にし、強い性的興味と欲求を出現させる。

性の自覚めは、戦前の学説では、一般に女子は早い者は女学校一年生頃、男子は中学二年生の中頃といわれていたのである。

しかるに、戦後の青少年は女子で早い者は小学校五年生頃から、男子は小学校六年生頃からということで、戦前の子供よりも、現代の子は二年程早く大人になるのである。

これは最近の青少年の身体的発達は急速であることを示すのである。

このような身体的成熟の急速な発達に対して、精神的発達、すなわち、社会的、知的、道徳的な発達が調和していない、ここに心身の発達のアンバランスの傾向を示すのである。

最近の青少年非行の低年令化傾向や性犯罪の増加傾向の一つの原因是、この心身の発達の不調和にあると考えられる。

特に中、高校生の頃は、自我があやふやで弱く、主体性が確立していない、誘惑にかかり易い。他方「好奇心が強く」、「スリルを求め」、「計画性がなく」、「英雄崇拜的で」、「衝動的な行動に走り易い」のである。^(註7) 性の問題でも、考えたり、悩んだりしないで、直接行動で、欲望を解決しようとするのである。

(7) 非道徳性、道義観の低下

青少年の道徳観の低下は非行につらなるものである。戦後の我が国は社会は一般に道徳的觀念は低く、道義の頽廃は顕著である。一方、昭和元禄といわれるほど享樂的ムードが充満し、不良文化財に取りかこまれていて、かかる環境の中で生活する自我の確立のない青少年は他人の迷惑や、社会的規範などを考へないで行動をするのである。

むしろ、法律、規範、規則などを故意に破つたり、他人を暴力で屈服させて、英雄感を味つたりするのである。このような、反社会性、非道徳的な心理傾向は非行化の原因の一つである。

(7) 非行青少年の一般的性格傾向

一般的に非行者、犯罪者の性格は次のようである。

反抗的、粗暴、怠惰、狡猾、陰険(女)、自己省等感、浪費癖、強情、非情性、残忍性、嘘言癖、派手好み(女)、我儘、放縱、傲慢、極度の神経質、凶暴性、窃盗癖、異常性格、精薄者、性的異状、精神病質者、極度の小心者、意志薄

弱、短気、ひがみ、すねる、等。

以上のような性格特性がいくつか組み合わされて、非行者、犯罪者の現実の性格が出来ているようと思われる。

第二節 環境の側の原因

(1) 家庭内の原因

昭和四四年度の石川県警は青少年非行の原因の内、家庭的原因を次の図のように発表している。（調査対象は一般刑法犯青少年一、〇五四人）

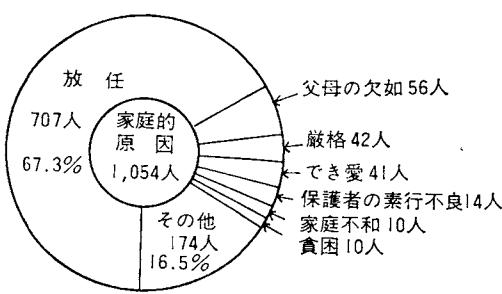
この家庭的原因は、取り調べた警察官の主観的判断に基づいた統計結果であつて、厳密に科学的結果であるとは結論はでき兼ねるが、しかし、家庭的原因と思われる一般的傾向を知るための重要な参考資料と見ることができるとと思う。

この図からみれば、家庭的原因の最大なものは、保護者の子どもに對して無関心または放任となつてゐる。これについて多いのは父母の欠如、溺愛などがあげられて いる。

これは要するに、保護者の教育的態度が問題になるので、保護者が青少年を理解し、見守つてやることができないか、過保護の教育かに非行が生ずることを示しているものである。

つぎに、家庭に父母の有無と非行青少年の問題に関して同統計をみれば、実父母のあるものは全体の七九・八%であるに対して、欠損家庭のものは二〇・二%

第6図 家庭的原因



である。

この比率からすれば『従来、非行青少年は欠損家庭から生じ易いとされてきたが、この調査結果によると、単純にそのように考えることは問題がある。』と、県警防犯課が指摘している。

しかし、一般社会では欠損家庭は五%内外といわれている点からみて、欠損家庭の青少年犯罪の比率が二〇・二%というものは、高比率といわねばならない。

次に、欠損家庭の中で、父なし家庭と母なし家庭の青少年非行を比較すると、前回の調査では犯罪青少年もぐ犯青少年も共に、父なし家庭の子どもは、母なし家庭の子どもよりも、何れも三倍になっていた。今回の調査では、刑法犯青少年中父なし家庭の子どもは一一七人（一一・一%）母なし家庭の子どもは五二人（四・九%）であり、約二・二五倍である。

これは一般社会には父なし家庭は、母なし家庭よりも多いことは想像されるが、三倍乃至二・二五倍にも達しないと推察される。

両親あり	841人(79.8%)
両親の状況	1,054人
欠損	213人 20.2%
両親なし	18人(1.7%)
父母	117人(11.1%)
父母継続	52人(4.9%)
父母なし	3人(0.3%)
父母	8人(0.8%)
父母継続	15人(1.4%)
共稼ぎ	76人(7.1%)

青少年時代には、父の権威、指導が非行防止のために必要であることを示しているものと考えられる。

更に、家庭の経済状態と非行について、第七図からこれをみると、安定した中流及び中流以上の家庭の子どもが、刑法犯青少年の七二・二%を占めており、青少年非行は貧困家庭にかぎった問題ではなくなったことを示している。家庭経済の貧困よりも、むしろ家庭教育の貧困が非行の原因と考えられる。

第7図 家庭の両親

家庭教育の貧困の要件には、両親の文化的水準の低さ、両親の道徳的観念の低劣さ、両親の家庭教育の理念、方法の無理解、家庭内の雰囲気の劣悪、祖父母、両親、兄弟姉妹の人間関係など種々の問題が考えられる。

(2) 学校内の原因

戦後、我が国の学校教育の目標は、教育基本法第一条に規定されている。それは、

「教育は人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神にみちた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわなければならない。」

である。

この精神に従つて、戦後の学校教育が発足し、今日も進んでいるのであるが、現代の子どもは、この理想像とはあまりにかけはなれた子どもが育っているのではないか。

もしかけばなれた子どもができたとすれば、その責任はだれが負うべきであろうか。勿論、教師はその責任をまぬがれ得ないであろうが、教師だけの責任とも考えられない面がある。

それは学校の生徒は同時に各家族の一員であり、同時に社会の一員である。

そこで学校教育を論ずる前に、まず、戦後の一般社会の大人の行動はどうであつたかを概観してみよう。

戦後、日本の社会の大半は平和的な国家及び社会の形成者らしい行動をしていたであろうか。否、むしろ、国をあげて、闘争、闘争であけくれていたではなかろうか。政治家の政党間の闘争、労資の闘争、階級、イデオロギーの闘争等々世をあげて闘争のルッポと化していた。この混乱の中で闘争の叫び声を聞きながら今日の青少年は成長してきたのである。また、真理は真理として価値がみとめられ、正義は正義として尊重され力をもつていてあらうか。むしろ、真理の規準、正義の規準すらゆらぎつつある。個人の価値は尊重されていたか、毎日増加する交通地獄のいたまし

い犠牲者、各地の公害、天災、人災による被害者をみて、個人の価値が尊重されていたといえるであろうか。

勤労と責任は重んじられていたであろうか、勞せずして得をしようとする傾向は日増しにつのり、現代は無責任時代という言葉までてきて、各所に事故を起しているではないか。

心身ともに健康の保持ができるのであるか、国民全體が公害に悩まされ、国際的にも、経済的にも、道路を歩いていても不安と恐怖におののきつつ、将来の見透し、希望をもち得ないで、一種のノイローゼ現象を呈しているのは戦後の日本の社会であろう。

このような社会環境の中で、学校教育だけで青少年を理想的人間に作り得るものであるか、到底それは不可能であると思う。

しかし、それだからといって、学校は青少年非行に対しても、責任なしとは考えられない。

青少年非行と学校の関係で第一に指摘したい点は、受験本位、競争本位の学校教育である。

現今の大半の中学校、高等学校は上級学校進学を第一目標にして、基本法に示されている教育目標の人格の完成、人間作りは二義的に考えられているように思われる。

もつとも、一般社会の傾向も、中学校卒より高校卒を、高校卒より大学卒を優遇し、高く評価し、人格や技術を第二義的に考えている。しかも、学校に優劣の差をつけ、卒業学校と人間とを関連させて、人物評価をする社会の風潮は、学校教育に大きな圧力をかけている。

このような社会の要求や父母の要求を満足さすためには、教師はやむを得ず受験本位の教育にならざるを得ないとも考えられる。

この受験本位、競争本位の学校教育と青少年非行化の問題とは密接な関係がある。

その理由は、中・高校生の中で、ある目標校を決定して、受験勉強に熱中している優れた生徒はまだしも、否、かかる生徒ですら、受験の不安、悩みに襲われて非行にはする者も稀ではない。他方、本人の能力はあっても、家庭の事情で進学できない者、受験しても到底試験に合格する見込みのない者は、学校生活に興味を失い、学習意欲は減退して勉強しなくなる。勉強しないから成績は落ちるという悪循環を繰り返すことになる。

学校側の取り扱いについても、進学者と就職者との取扱いに差別をつけていると思う生徒もでてくるのである。学力でもう授業について行けないと思う生徒は、自己劣等感、自己卑下感をもって悩み、その度がすぎると怠学、非行、犯罪にまで転落していくことになる。

人間そのものは劣等ではないが、大多数のものと学習の面でも、行動の面でもどうしても、足なみをそろえてついて行けない者は、学校環境は不満に充ち、抑圧の場になるのである。今日このような生徒に対して充分の処置がとられていないのである。

また、学校教育の内容、方法が均質化をねらっていて、生徒各々の個性や特性に対する考慮がはらわれていない点にも問題がある。

このように一般生徒についていけない生徒達を放置しておいてはならないことは学校側では承知しているが、ほとんどの学校では、このような生徒に満足を与えるための処置が施こされていないのである。

受験本位の学校であればあるだけ、このような不満を生徒に多くもたせているのではなかろうか。学校内で教師からも、友人からもみとめられず、授業にもついていけない生徒は学校生活は不満と苦痛である。この不満を学校内で、時には学校外で爆発させる場合もあり、非行集団内で発散させる場合も生ずるのである。

第二の点は、戦後の教育の甘さの問題である。

新しい教育は、児童生徒の自発性、自律性、自己活動を尊重するあまり、衝動的行為までが容認されていたように思われる。

すなわち、道徳的教養や教育に甘さがあつたことが非行化と関係がある。戦後の家庭や学校は子どもを叱らない育て方が一般化してきている。一切のことを叱らないで、ただいいきかせるだけで、子どもは善良に育つという考え方、方法に甘さがあつたようである。すべての人間は多くの欲望をもつており、わがまま勝手に振舞いたい本性をもつていて。ことに子どもはその傾向は強い。その時期にただいい聞かせるだけでは生物的本性を善導することはできない。

幼児期から児童期にかけて、両親や教師の命令、禁止に服従するしつけは、叱らない教育方法では効果をあげられない。その頃に両親や教師の命令、禁止にしたがわない子どもは、青年期になつては、その度は益々強化され、更に社会の法律、規則にもしたがわない者となっていくのである。

子どもの自発性、自律性、自己活動を尊重する教育のねらいは誤りではない。事をなす際に他人に依存しないで、自分で判断し、自分で計画し、実行し、その結果を自己評価し、反省するという人間を作るという、教育のねらいは正しいと思われるが、この自己評価、自己反省をする主体は「理性」であり「良心」である。

この「良心」は「道徳的判断をなし、正善を命令し、邪惡をしりぞける統一的意識である。」

この「理性」「良心」を養成する教育に不徹底さがあつたのである。

更にまた、他人の自由、他人の権利を尊重し、他人に迷惑をかけてはならないという、民主主義教育が不徹底であった。

このように「理性」「良心」の基礎が確立されず、眞の民主主義を理解していない青年は自己を判断の権威者とし、自分の行為、考え方が最善だと思いあがり、自己主張をする。

そして自己を束縛し、圧迫し、命令する一切の外的事象をはねのけようとするのである。

そのため、規則を破り、法を無視し、反社会的行為を敢えて行うのである。

それが、厳格な家庭をきらって家出となり、窮屈な雇主を拒否して職場を去り、学校生活から逃避して流浪の旅に出でて、やがては非行犯罪への道を辿るようになるのである。

第三点は、教育上の権威の喪失である。

この問題は学校のみでなく、家庭にも、一般社会にも存在する問題である。

戦前の日本社会は、上から下への秩序のうちに、自分をはめこんで生活していた。その最も典型的な組織は軍隊生活であった。

兵士は自分自身の決定による責任をすべて、すべて上官の命令にまかせていた。上官は天皇陛下の権威にまかせていた。

敗戦後の混乱した日本社会は、すべて自分で決定し自分で生活していかなければならなくなつた。

列車に乗るにも他人を押しのけて、窓からでも乗り降りしなければならなかつた。食べものも自力で獲得しなければならない、頼れるものは自分自身しかなかつた。

やがて、米国から与えられた民主主義と近代社会の構造が作られた。社会構造、政治機構は一応民主化した（憲法改正、民法改正など）

そして個人は経済や法律の面では近代人になつたが、社会意識はまだ近代以前の人間であつた。

すなわち、社会構造は近代的だが、社会意識は封建的だというような分裂した社会ができた。^(註5)

そして、従来の伝統的な権威に対する不信頼の風潮が一層強くなつてきた。教育上には両親も、教師も、一般社会の

大人も、青少年の前には権威を失墜してしまった。

民主主義社会では「人民の声が権威」としての価値をもつてゐるのであるが、この「人民の声のもつ権威」も青少年の行動をなんら規制する力をもたなくなつた。青少年はそれを権威あるものと考えないのである。

このように親も、教師も、大人も、社会規範も権威を失つた社会に生活する青少年は、自己中心的な考え方と原始的利己心によつての行動をするに到つたのである。

権威を失つた戦後の大人は青少年の指導について自信を失つた。反面、青少年は大人に対する不信感を強めるにいたつた。

このような大人に対する青少年の不信感は学校においては、教師に対する生徒の軽侮、教師に対する暴力事件となってあらわれ、職場においては主人に暴力を振つて傷害を与える、家庭では親を脅かす子どもとなつたのである。このように、青少年の中には一切の権威を認めず、自分の意のままに行動することが自由主義で規則に従うということは自由に反することだと考える者が育つて來たのである。

以上の如く、学校において教育者の権威の喪失と、眞の自由主義、民主主義教育の不徹底が、青少年非行の原因の一つと考えられる。

(3) 一般社会内の原因

青少年の非行は一般社会の成人の影響による点が極めて多い。

青少年期は大人の世界へ背伸びする時期であつて、大人の行為を模倣するのである。

彼等の自我は未完成で常に動搖し、社会環境に支配されやすいのである。しかも現代のような混乱した社会では、非行や犯罪に関連のある多くの刺戟が、ちまたに氾濫している。それらに影響されて非行、犯罪をなすものができるので

ある。

非行の社会的原因は、簡単に決定し難いが、県警の統計によれば第八図の如くである。

この結果について、県警の考察では『社会的環境の影響は非行原因として、個別調査により把握することは困難な場合が多いが、行為の状態、行為と有害な社会環境との関係、青少年及び関係者の供述などによって判断することが可能な場合もある。……』と、したがって六八・二%が不明である。確かにこれが原因であると判断されたものの中で、最も多いのは低俗な出版物、テレビ、映画によるものである。

この統計は取調べ警察官の主観的判断、推察によるもので、十分科学的資料とは断定し難いが、現実の問題として、映画、週刊誌、新聞広告、テレビ、その他の不良読物等によつて影響されて非行に陥る青少年はかなり多いであろうと想像される。

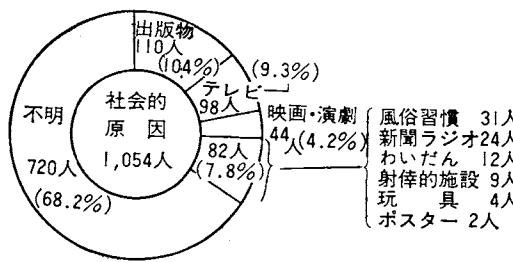
以上で明かなように、社会的原因の第一に指摘したいのは、不良文化財の影響である。

映画やテレビから受ける直接の影響として、いろいろの欲求が刺戟されることと、犯罪の手口、方法を見習うことである。

最初は異常に感じたことでも、度々見ていると異常感がうすらぎ、犯罪行為を平気で実行にうつすようになるのである。

映画、テレビ、週刊誌、エロ文学、新聞小説、その他の低俗な読物に表現されている内容を、フィクションの世界の物語りとしてながめることのできる場合には無

第8図 社会的原因



害であるが、思慮のたりない青少年は、現実の世界のできごととしてとらえ、直ちに自分もそれを模倣し、実行することに問題がある。

今日、これらの未整理のままの文化財が激増し、日増しにどきりいものが、次から次へと思慮のたりない青少年の前にさらけ出されて青少年を悪の道にかり立てていいのである。

第二に青少年非行の原因として性の開放と享楽主義をあげなければならない。

戦後の日本社会の傾向について、宮城音弥氏は、次のように述べている。すなわち「戦後の日本社会は法の力が弱まつたとともに慣習が無力化したことである。人々は、第一に過去の慣習に対する信念を失い、過去の慣習にしたがつた行動の仕方をすることが少なくなつた。第二に、戦場における行動方法、軍隊生活中の慣習をそのまま社会のうちに延長してきている。第三に、戦争の体験を通じて人々はニヒリスチックとなつた。ニヒリズムは、瞬間にのみ生きようとする態度と結びつき、衝動にブレーキをかけないのである。

こんなわけで、個人の欲求や衝動を制御していた慣習は力を失ない「私」の世界で内密に行なわれていた性的談話や性的刺戟の伝達は、エロ雑誌やエロ文学、エロ広告、エロ・ショウという形で「公」の世界に氾濫してきたのである。^(註8)

性の開放傾向が、青少年を強く刺激して性的犯罪及びそれに関連する各種の非行を誘発しているのである。

更に、戦後、日本社会の風潮である享楽主義とレジャーブームの傾向は青少年非行の原因である。

レジャーブームについては、余暇を楽しみ、人生を楽しもうとする考えは、一概に非難することはできないと思うが、それが強化し、脱線すれば、犯罪、非行につらなつてくるのである。

現今の青少年は一般的に、将来のために働くという気風が薄く、瞬間にのみ生きようとする態度が強く、生活を享樂するため、目前の利を追う傾向をもつてゐる。

このような性の開放と享樂主義傾向は青少年に経済的困窮をつくり、これが非行、犯罪の原因となつてゐる事例が極めて多いのである。

第三点は、勤労青少年の不遇について、指摘すべきであろう。

青少年非行の中で勤労青少年の非行状況は昭和四四年度の刑法犯総数は四二一人（全刑法犯の四〇・一%）であるが、高校生の約二倍である。ぐ犯、不良行為の内、一般少年は九、八六九人（六〇・四%）と、学生、生徒に比較してはるかに多いのである。

現在、一四才から一九才までの勤労青少年の県下の総数は把握できないので、明確な結論は出し難いのであるが、金沢市内の勤労青少年のサークル会員や各種青年学級生及び雇主の集会等から得た意見を基礎にして推論することにする。

県下の勤労青少年で、一年間に離、転職する者の数がかなり多いようである。

その原因はすべて不遇に依るとは結論しがたいが、一定の職場で何年間も辛抱して勤続しにくい条件が多く、離、転職後はよりよい条件で再就職できる事例は極めて少いようである。その場合、それらの青少年の何割かが非行・犯罪へ転落していくことである。

反面、非行・犯罪を犯した勤労青少年は、一定の職に長続きできなくて、転々と職場をかえているのである。その具体的理由の多くは、将来の生活の目標がたたないこと、労働と賃金との問題、職場内の人間関係が円満でないことなどである。

彼等が最初就職する時には、大きな希望と目的とをもつて就職するが、日時の経過につれ、輝かしい希望、大きな目的は一つ一つ破壊されていくのである。

日本の社会機構はまだまだ低賃金——多数雇用の原則に支配されていて、青少年は低賃金で労働しなければならないのである。

最近は、中学卒の勤労青少年を「金の卵」などと歓迎しているが、数年経過してみると「将来の生活設計」には明かるい見透しがたたず、前途に暗雲がただよいはじめるのである。しかも、生活は次第に近代化し、欲しいものは多くなり、一方物価高で、生活費は日一日と増加する。ここに収入と生活費のアンバランスが生ずるのである。

ここに勤労青少年の非行の一つの原因がかくされている。

しかも、多くの勤労青少年は都市に集中する。都市でなければ働く場がないからである。都市には非行・犯罪を起す機会、場所が多く、彼等を悪の道に誘う落し穴が多いのである。同時に、都市は一般に勤労青少年に対しては、極めて、冷酷な場所でもある。

中、高校を卒業して、農山村から都市に就職した青少年は、孤独に追いやられる。

そして彼等は共通して、早く一人前の大人として取扱われたいと願い、技術面にも、能力の面にも、経済的にも、早く独立したいと望みつつ努力をつづけるが、なかなか思うようにならないのである。

時々、上級学校へ進学した友人と自分とを比較してみて、自己劣等感におそわれる。

このような不安、不満から逃れたいために、虚勢を張って、自分を社会人として、一人前だという点で、自分自身をなぐさめようとしたり、他人からみとめてもらいたいために、煙草をふかし、飲みたくない酒にも手を出してみたり、女に手を出してみたりするのである。これが社会的早熟行為、不良行為である。

このような虚勢的行為そのものが習慣化していくと、益々経済的に無理が生じ、非行、犯罪への契機を作ることになる。

青少年の中には自己劣等感から自暴自棄に陥り、人生を破滅に導く者が非常に多いのである。

(4) 友人関係

青少年の非行について、友人関係は見逃がすことのできない問題である。石川県の警察統計によれば、四四年度の青少年非行の原因の中で、悪友の感化と思われるものは、犯罪少年では、二六一人で全犯罪の二四・六%となっている。

これは青少年の非行化の原因として、友人の影響が有力であることを示したものである。

青少年は先天的な素質と幼児期の家庭生活を通じて育成された自我的体系をもって、学校生活にはいって行くのである。学校生活中も家庭の一員として家族から影響を受けながら人間関係を結んで成長していくが、このころの自我は未完成である。

小学校三年生頃から四年生にかけて「われわれ意識」は強くなり、「仲良しグループ」ができるてくる、この時代をギヤング・エイデ（徒党時代）と呼んでいる。

この頃に友人との間で互いに揉みつ、揉まれつして、社会性、道徳性が陶冶される。

この時期から青年期にかけて、友人の影響力は大きく、人格形成上、友人の影響は大きな役割を示すのである。

古語にもある如く「朱に交われば赤くなる。」で青少年の非行、犯罪についても「人真似」、「悪友の誘惑・指導・感化」によるものが、甚だ多いのである。

青少年は自分の欲求が満足されない時や、自我が混乱している時には、周囲の友人の態度、行動を模倣するのである。

「彼等もやつてゐるから僕等もやろう。」といふ意識のもとに、あえて非行にはしる場合がある。

青少年の道徳観の低下には、自我の未完成と交友の悪影響によることは勿論のこと、一般社会の成人の醜惡や非道德な行為の模倣に依る場合も多いのである。

最近、青少年非行の特徴の一つには集団化の傾向が顯著である。例えば、学校集団、職場集団、近隣集団などであるが、彼等の多くはそれぞれの環境内の敗北者達である。

彼等はそれぞれ自己劣等感に悩まされ、他面、強い優越欲、虚栄心をもつてゐる。

それで普通一般の集団からはなれて、彼等独自のグループを作り、その独自のグループの中に逃避し、その仲間を背景として、劣等感を克服し、優越欲を充たし、虚栄心を満足させ、そこに安定感を見出そうとするのである。他人に優越したい欲求から集団で暴行、傷害、喧嘩などの不良行為をするのである。

このようないぐらーਪには必ずリーダーができるのである。そして、支配と服従の関係によつて秩序を維持していく。更に階級序列のある組織が出来ていくのである。

彼等はこの組織の中で、無力な自己をまもり、他人と対抗する。他面、自己をリーダーの命令にまかせているのである。これこそ、前近代的ヤクザ組織である。

戦後二十数年の民主的教育の目標は、個性の伸長、自主、自律性の養成と人権尊重であつたにかかわらず、このような自我喪失、封建的組織を愛好する青少年を育成したことに対して、教師はもとより一般成人は深く反省しなければならない問題である。

第四章 青少年非行化防止対策

青少年不良化の原因は、前述の如く多種多様であつて、各種の条件が複雑にからみあつてゐるので、その防止について決定的な対策は立てにくく、各方面でとまどつてゐるのが現状である。

金沢市の一地域を例にとってみれば、各校下の婦人会も、民生委員会も、社会福祉協議会も、公民館も、P.T.A.もそれぞれ青少年不良化防止の対策を重要課題として取り上げており、先年、校下青少年問題対策協議会を結成したが、その具体的方策については、これが最善の方法であるというきめ手はみあたらず、困惑を重ねている状態である。

更に、家庭、学校、警察当局も非行、犯罪を侵した青少年の事後の処理に追われがちで、非行防止の根本的対策にまで達していないのが現状である。

すでに不良化した青少年に対して、補導し取り締りを強化することの必要性は勿論であるが、非行青少年の発生する根源に迫り、その根源を浄化することこそ緊急の問題であろう。それならその根源はどこにあるのであるか。第一に家庭をあげなければならない。

犯罪青少年を取り扱つてゐる某家庭裁判官は「犯罪を侵した青少年を取り調べてみると、いつも思うことは、処罰したいのは、子どもではなくて、その子の親である。」と、いつてゐる。

とくに、両親が不和で喧嘩がたえなかつたり、生き別れしてしたり、親のどちらかが性的に乱れていたり、両親が不正を行つていたりする家庭では、子どもへの愛情が欠け、教育に無関心である。こんな家庭の子どもが不良化するのは当然であろう。

その意味で、先づ両親が身を修め、家を整えて、善良な模範を子どもに示すことが、最も大切なことである。したがつて、青少年の非行防止対策の第一は両親教育にある。

両親教育にあたって、両親の自己教育とともに、子どものしつけ、教育方法について啓蒙しなければならない。家庭教育の要点の第一は幼児期のしつけであり、第二は児童期のしつけ、教育であり、第三は青年期の取り扱い方である。家庭教育の問題は第四章第一節に述べ、非行防止対策の学校教育の問題は第二節、一般社会環境の問題は第三節にそれぞれ論述することにする。

第一 節 青少年非行防止対策としての家庭教育

(一) 乳幼児期のしつけ

(1) 命令、禁止を理解させ、すなおさのしつけをすること

幼児は生後十ヶ月頃から自分の行動が母親を喜ばせたり、悲しませたりすることを、母親の表情から読みとるようになる。幼児は自分が母の望みをかなえた時に、母の顔に喜びと感謝の色が浮かび、そうでない時は失望の色が浮かぶのを見分けるという。彼等は母親の愛情をつないでいきたいと思えば、ゆっくりではあるが、母親の願望を彼ら自身のものに融合していく。彼らは自分と母親の願望とを同一視して、自分の内部の欲求に対しても闘いはじめる。すなわち、自分の「生理的、本能的、原始的欲求」を「母親に愛されたい欲求」によって押さえつけるのである。この斗いによって、原始的衝動が阻止され、父母の命令、禁止に服し、従順な態度が養成されるとともに、自分の心の中に「良心」にあたる「超自我」が次第に形成される。

超自我（良心）の萌芽が成立した後は、自分の欲望のあるものが、反社会的性質をもつていていることを知り、自分を

「よい子、悪い子」として、自我感情を伴いながら自己評価しはじめる。このような幼児期の原始的欲求を抑制し、父母の命令、禁止を理解し、従順な態度を養成することは、青少年の非行防止の対策の基本である。^(註9)

(2) 情緒の安定性をはかること

情緒の健全性と安定性とは、喜ぶべき時に喜び、悲しむべきときに悲しみ、恐るべきことを恐れることであるとともに、ある程度、それぞれの感情をおさえることのできる状態をいう。

情緒の健全、不健全は、人格の健全、不健全の基礎になるものである。

いろいろの感情の中で、特別問題になるのは、怒り、驚き、恐怖、憎悪、ねたみなどであり、これ等の感情を幼児期に極端に爆発させ続けるならば、不健康な精神状態になり、性格もゆがんでくるのである。

それゆえ、いつも怒らせ続けたり、極度におそれさせ、憎しみを感じさせ、悲しませたり、ねたませたりしていると、すなおな性格が形成されなくなるのである。これに反して、温い愛情を与え、情緒の安定性をともたせていれば、よい人格、性格が出来るのである。

幼児期から、自分の思う通りにならなかつたり、困難な問題に接したときにはただかんしゃくを起したり、悲しんだり、恐れたりしただけでは問題を正しく解決できないことを知らせ、問題解決の正しい方法、態度を徐々に習得させることが必要である。

(3) 自己中心性の取扱い

幼児期には他人のことを考えないで、つねに自己本位に行動する。

ピアゼは幼児期の心理的特徴は自己中心性にあると指摘しているが、この自己中心性は、「わがまま」となつてあらわれる。

このわがままの取扱いが、幼児期のしつけの中心問題である。幼児期に家庭で両親、特に母親は、子どものわがまま、欲求を許すことと、絶対に許さないことを、はつきりとけじめをつけて育てることが最も大切である。その開始の時期は二才頃から徐々に実施すべきである。

この頃から甘やかして、わがままに対するしつけをおろそかにすれば、児童期、青年期になって、問題が発生するのである。

すなわち、自分の欲求を抑制する心、前述したフラストレーション、トレーランスの欠けた人間になり、自分の欲望の虜になり、自己の欲するままに行動する人間になっていくのである。非行青少年は、自己の欲求や要求を自制できず、欲望のままに行動をするのである。青少年の非行対策として、要求阻止の耐忍度を育成することを第一に考えねばならない。

また幼児期には、自分のものと、他人のものとの区別がつかない時期であるから、無断で他家から気に入った玩具などを持ち帰つてくることがある。これも自己中心性のあらわれである。このような時には、他人のものと自分のものとの区別をつける訓練が必要であると共に、「他人に迷惑をかけない」というしつけが大切である。
要するに、子どもの欲求と外界との衝突をどのように処理さかが問題で、二才頃から徐々に温い愛情と励ましによつて、困難を乗りこえることのできるようにしつけを始めることがある。

(4) 宗教意識の養成

戦後、わが国の家庭教育の中に欠如しつつあるものの一つに宗教的情操を基礎にして育成される道徳心があげられると思う。宗教的意識を基底とする愛情、敬虔心、感謝、信頼、服従、尊敬などの道徳心は学校教育にまかせられない領域である。これこそは各自の家庭において、幼児期から祖父母、両親の模範によって、自然のうちに育成しなければ

ならないものである。この問題について、ペスタロッチーは次のように述べている。

「母の愛にはぐくまれる間に自然に愛、感謝、信頼、服従などの道徳的感情が幼児に発生し、是等の感情に、神に対する愛と信頼の最初の萌芽は宿る。母と子の関係と神と神の子である人間との関係の類比に基き、幼児は早くから神の何たるかを内感し、母の宗教的感情は日々刻々に子女に暗示的に作用し、母に対する愛、信頼、感謝などは自然に神に移される。そして宗教的感情が自然にめばえ育つていくものである。」^(註10)と、これこそペスタロッチーが家庭教育を礼讃するもつとも重要な理由であると説いている。

誰のが見ていなくとも、結局、神仏が見ている。絶対に神仏と自分との対決において、神仏に恥じない行為をしなければならない。

法にふれてつかまるから悪事をしない、というのではなく、もう一步人間を超えた神仏に向って言い開きができるというような宗教的意識を通しての道徳心が、家庭教育で育てられたならば、非行防止の最善の対策と思う。

以上の四点が、青少年非行防止対策上、幼児期に於ける家庭教育の重要な問題点と考えられる。児童期に於いても、これらの問題をお繼續して養成しなければならないが、それに加えて、次の諸点を考慮する必要がある。

(二) 児童期の家庭教育

(1) 嘘と盗みについてのしつけ

青少年非行の中で最も多いのは前表に明かなように盗みである。戦後の家庭教育の中で最もルーズになつた点は嘘と盗みのしつけであると思う。この点のしつけがもつと厳格に家庭で行なわっていたら、今日の青少年の非行は激減していくと思われる。

このしつけは、幼児期から母親が厳しくしつけなければならぬ点である。幼児は自分の物と他人の物との区別がな

く、他人の物を無断で家へ持ち帰ることがある。また、幼児はよく嘘をいう。幼児の嘘は思考力、判断力が未発達で、言語と行動が不一致になり、前に言ったことと後の言葉とが違つてくる。

このような幼児期の嘘を心理的嘘といつて、幼児の盗みと同様に道徳的善惡の批判の対象にはならない。しかし、一般に犯罪や非行は嘘から始まるとか、犯罪の裏に必ず嘘があるというように、幼児期からもこのしつけは肝要である。やがて小学校一年生頃になると、心の中に二つの部屋の分化が生じ、心の中に秘密をもちはじめる。そして、わるいと知りながら他人のものを盗み、わるいことをかくすために嘘をいうようになる。この頃に良心の声を聞き始めるのである。小学校一年生頃の嘘と盗みについて厳しくしつけることは非常に大切なのは、良心の声をしっかりと聞かせるためである。

子どもが盗みをし、嘘をついてごまかして、自分の良心の責責に責められていく時、両親のきびしい叱責によつて、悪事を後悔し、今後、こんなことは決してしないぞ、という決心を作つてはじめて、この種のしつけが成功したことになるのである。

このようなしつけは、多くの場合、幾度も回を重ね繰りかえして成功するものであつて、ここにしつけの一貫性の原則がある。

このような悪の芽は、早ければ早いほど、つみとができるが、これを放置しておいて、回を重ねるにしたがつて悪心の部屋が次第に拡大し、良心の声が聞こえなくなつて、ついに、非行の習慣化が生ずるのである。戦後の家庭教育では、このしつけが不徹底であったように思われる。

(2) ギャング時代 (gang age) の教育

小学校三年生の中頃から四年生にかけては、学級全体としてまとまるとともに、一学級の中にいくつかの小集団がで

き、それぞれ小集団がまとまって行動をするようになる。このメンバーはそれぞれ鞏固に結びつき、「われわれ」という集団意識が強まり、協同心が生じ、力の関係が現われて、個人的な勝敗よりも、集団としての勝敗をより多く問題にする。この時期の指導が大切である。徒党時代の生活を通して、仲間への誠実や従順や正直や責任を果すなどの道徳的意識が養成されるとともに、自分の欲求やわがままを抑制して規則に従い、約束を守り、仲間と折りあつていくための社会的能力や態度のような社会性を自分自身が身につけていくのである。

反面、悪友の感化によって、これまでのしつけがくずれてしまい、青年期の非行グループの素地ともなる危険がある。それ故、この時期には、よい友人を選択し、集団の中に十分揉み、揉まれて、自分がその集団の中で占める地位を自覚させ、多数の人々の期待や要求にそうためには、どのように行動したらよいかなどの社会的能力を獲得させ、あわせて、前述の道徳性の養成に努力すべきである。この頃の教育、しつけの中心は「他人に迷惑をかけてはならない」ということである。このしつけの基本を確立することは非行防止の対策に重要である。

(3) 心の開放性と模倣心の取扱い

一般に小学生は心に秘密をもたない。特に親や教師には何事でも打開ける。心が開放的である。心が開放的であるが故に、親や教師の言う事は何事も聞き入れる。それのみでなく小学生は両親や教師に対する絶対的信頼の態度をもち、尊敬している時期である。それ故、教育の最もし易い時期である。両親や教師に対するこの尊敬と信頼は模倣となるのである。子供のよい教育、しつけは両親の善良な模範にある。青少年の非行防止対策として、家庭で最も大切なことは両親の善良な模範である。「子供は親の鏡」である。

小学生の頃には、両親や教師の考え方や行動によって子どもを右へでも左へでもまげることが出来る。そこで正しく、真すぐな子供を育てようとするには両親や教師は真直でなければならない。

(4) 公平な取扱い

小学校五・六年生頃になるとよく理屈をいい、父母、教師を批判し、時にはさからつたりする。これは彼等にある程度の批判力、判断力がついてきた証拠である。

どの子どもも、家庭や学校で父母や教師に認められたい、ほめられたい、愛されたいという強い要求をもつてている。この要求がみたされず、他人に比較して自分が父母や教師から認められていないとか、愛されていないと感じたときは、気持が不安定になり、父母や教師を嫌い、反抗心が起るのである。また、子どもの感情が無視されて不當に叱られたり、誤解がもとで叱責された場合にはますますこの傾向は強まるのである。

もしも、親や教師が自分の感情的な好き嫌いによって、子どもにえこひいきした場合には、不公平な親、不公平な教師として、するどい非難の対象になる。

不公平な取扱いは、子どもの心を不安にし、かきみだすのである。その結果、学校では教師を嫌い、学習を嫌い、学校を嫌って怠業現象を生じ、家庭では父母を嫌い、粗暴、反抗の態度を示す。それゆえ、両親、教師はすべての点に、公平な態度、公平な取扱いが必要である。

そして、どの子どもも、家庭、学校からはぞき出されることのないよう、温い愛情と励ましによって、一人一人の子どもの長所をみとめ、欠点を矯正し、どの子どもも、両親、教師に愛されていいるという気持をもたせることが必要である。

この批判力、判断力の旺盛な頃に、物事を常に正邪善悪を規準にして、処理する態度、心構えの教育こそ大切である。

(三) 青年期の取扱い

(1) 大人扱い

中・高校時代は、きわめて気持が不安定な時期である。それは社会的地位が不安定であるからと、性的成熟の初期であるからである。

すなわち、社会的には年少の子どものもつてゐる特権と愛護が奪われ、成人のもつてゐる特権と自由が与えられず、子どもの世界からも大人の世界からも除外されて、「もう子どもではない。」といわれるかと思うと、「まだ一人前の大人ではない。」として取扱われる。

自分自身も、「自分はもう子どもではない。」と考え、子どもと区別されることを求めて、大人扱いされたいと思う。しかし、反而、心の中では「まだ自分は一人前の大人ではない。」という不完全感をもつてゐる。このように、社会的にも、心理的にも不安定となり、心は動搖する。

更に、性の目覚めは情緒の不安定を引き起す生理的原因である。

したがつて、彼らは活気に満ちたり、内気になつたり、得意になつたり、失望したり、むら気を起したり、静かになつたり、反抗したり、従順であつたり、攻撃的になつたり、退嬰的になつたり、それらの両極端を振子のようにならうとするのである。

自分を子どもっぽさから引きはなして、大人に少しでも近づこうと背伸び現象をする。

それは大人への模倣傾向である。

たとえば、なれない手つきで煙草をふかし、飲みたくない酒にも手を出してみる。年上の青年をまねて、異性の話をしたりする。

すなわち、ぐ犯不不良行為の大部分はそれである。このような行為は、大人への模倣行為であるとともに、自分は大人

になつたことを他人に示すジエスチューーとも考えられる。

このような心理的動搖性を教師や両親が理解してやる必要がある。

自分はもう子どもないと考え、大人扱いをして欲しいのに、教師や両親は子ども扱いにし、青年の感情をふみにじり、欲望や行為を理解してやらず、命令や禁止、干渉や束縛でかためると、その結果、青年は反抗や粗暴な振舞いを頗著にあらわすのである。

それ故、家庭や学校や職場においては、できるだけ、青年に責任をもたせめ、信用して、一人前の大人として、相談的に話し合いつつ、理解の上で事を処理さすような取扱いが大切である。

(2) 親子の話し合い

青少年の非行化防止の最良の方法は、家庭で親子が話し合いをすることである。

青年は心身ともに変りつつある自分を、他人から理解してもらいたいと求めていながら、他面では、自分の内面生活を大切に秘めて、だれにものぞかれまいと努める。そして、かたい殻の中に閉じこもる。この傾向を自己閉鎖性という。

児童期までは開放性が顕著で何事も、先生や両親に打ち開けたが、青年期には閉鎖性となり、静かに自己をみつめ、自分の心を包みかくす。しかし、自己の内面の不安や動搖は、自分自身ではどうすることもできない。ただ、心のある面は、親しい友人や母親には多少は打ち開けるが、どうしても打ち開けない秘密の面をもつものである。この面に無理にふれようとすると憤怒し、時には、反抗や粗暴な言動を示すようになる。

教育的には、この自己閉鎖性をできるだけ軽度に止めたいものである。そのためには、幼児期、児童期からたえず家庭生活の中で、開放的なしつけをし、何事でも親に相談のできる家庭的雰囲気を作ることである。

そのためには両親の態度、心得が問題になる。すなわち、青年の心理を理解し、同情し、共鳴共感のできる親でなければ

ればならない。

人間の煩悶・苦惱も他人に打ち開けてしまえば、案外、それらは解消する場合もあることを知らせ、実行させることである。

人間の煩悶・苦惱は青年の精神的成长には必要条件はあるが、時には、それらは身を破滅に陥入させる危険性をもつてゐる。

青少年の非行化を防止するためには、何事も親に相談し、親しく親子で話しあえる家庭雰囲気を作り、それを実行することが最良の方法である。

(3) 自己劣等感 (feeling of inferiority) の取扱い

青年はだれもが名誉心が強く、他人から注目されたい、他人より優れたいという強い欲求をもつてゐる。

また、青年は自己自身をみつめ、自己反省をする。すなわち、「自分は他と比較してどうなのか。」「もうしたらもっと美しく、強く、優秀になれるか。」「将来、自分はどうなるであろうか。」「自分は生きている価値があるのか。」などと真剣に考える。

青年は自分を考えれば考えるほど、自分はいまらないものに見えて来て、自分に自信がもてなくなる。そして「淋しさ」「悩み」「なきなさ」が生じ、やがては自己劣等感、自己嫌悪感に陥る。

これらをまぎらすため、その不安を解消するために虚勢を張ったり、粗暴や反抗的態度を示したりする。極度の自己劣等感や自己嫌悪感は自暴自棄にならせ、非行や犯罪を侵し、極度になると自殺に追いこまれるのである。

それゆえ、両親は自分の子どもに、もしこのような傾向があることを知った時には、できるだけ早く、その原因を取り除くような対策を立てなければならぬ。

その対策には、青年期にはだれでも、何等かの面で自己劣等感をもつて悩むものであることを知らせ、他人に対してもの優越欲を少くさせ、他人は他人の道を行け、自分は自分の道を行くのだと割り切った気持をもたせ、世の中は自分の思う通りにはならないもの、自己劣等感は客観的規準はないのに、自分で勝手に規準を作りそれに自分を照して見て、自分の劣等なことを悩んでいるもので、甚だたわいのないものであることを自覚させ、本人のもつてている長所、特技を賞讃し、正しく生きるために、激励し、援助し、勇気づけてやることが必要である。

自己劣等感の虜にならないように援助してやることが非行防止対策の重要な方法である。

(4) 自己主張の取扱い

青年期には自我意識がめざめ、身体的成長発達に伴つての体力の意識と、自我水準の昂揚から、自分を判断の権威者とする傾向がある。自分の行為や考えを肯定し、自分の心の尺度ですべての事柄を律しようとする。そのため、青年は一旦言いだせば、なかなか自分の主張をまげない。

この自己主張は、自由を求め、自我を開放しようとする態度となつてあらわれる。

そのため、青年は自分に関係する一切の権力、権威、圧迫、束縛を嫌い、これらを一切払いのけて、自分の思いのままの生活をしようとする。そして、口うるさい家庭や窮屈な学校や職場から飛び出して、流浪の旅にて、不良化のコースを辿る者がある。

この自由を求め、自我を開放しようとする心理傾向は、現今の中の自由主義、民主主義の風潮と相俟つて、自分の原始的欲求や衝動のままに行動して、それが眞の自由であるという誤った自由主義を実行にうつす青年が非常に多くなった。この行為が非行となるのである。

青年期の指導には、他人の意見を謙虚な気持で一應は受け容れる素直な態度と受け容れた後に、それを心の中で種々

批判し、検討し、正邪善惡、合理非合理をわきまえ、取捨選択し、物事を合理的に処理する生活態度と自分の行動に対して、あくまで道義的責任をもつよう指導しなければならない。

戦後の家庭においては、両親はその価値観、道徳観に混乱と動揺を来たしており、青年の自己主張に押され後退の傾向が著しく、青少年の非行に対しても厳重に対処する自信の喪失がみられる。

青少年の非行の対策としては、青少年の誤った考え方や行動に対して、両親は決して控え目になつたり、遠慮したりすることなく、また、親の考え方や人生経験を押しつけるのではなく、冷静に説き聞かせる態度こそ必要である。これが子どもに対する親の義務である。

(5) 期待過剰にならない

青少年は家族、教師、友人などとの人間関係をとおして、自分がどのように行動したらよいかを学習し、自分がその集団の中で占める地位と役割を知り、なんとかして、それらの人々の期待や要求を満たし、調和をはかっていきたいと常に努力しているものである。

しかるに、家庭内では両親の期待が過剰で、本人の能力、技能では、その期待に副えない場合には、家庭は抑圧の場になる。本来家庭は憩いの場、楽しい慰安の場である筈なのに、不安の場、冷い圧迫の場、苦しい場となるのである。その結果、青少年の家出現象が起るのである。(その外にも青少年自身の我儘、自由を欲する心的状態もその原因を示している場合もあるが)

同様なことが学校に於いても、起るのである。教師の生徒に対する要求、期待が過剰であり、友人関係に不調和が生じた場合には、学校環境は抑圧の場となり、学校を逃避し、怠学、ずる休み、暴力行為、非行へと発展していくのである。

この意味で、家庭では両親はあまりに過剰な期待を子どもにもたないことが、非行防止の一方策である。

(6) 将来の生活設計樹立への協力

青年期の基本的要求の一つに、将来の生活設計の樹立がある。中学二年生頃になると男子は一般に、自分は大人になつて一生何を職業として生活していくかを漠然と考え始めるのである。この問題は青年期に課された最も重要な課題である。

進学も、就職も、選職もこの問題に関係しているから重大なのである。

中・高校時代に将来の生きる目的、目標を樹立することは非常に困難なことである。

自分はどんな職に適しているのか、世の中に多くの職業があるが、どんな職業は将来性があるか、見透しがなかなか立ち難いのである。

この重大な問題の解決は、一ヶ月や二ヶ月では決定しかねて、煩悶、苦悩をするのである。

この時に、両親は協力、援助をあたえて、目的達成のために激励してやる必要がある。

一定の目的、目標が決定した青少年はそれに向って真面目に努力を続けるのである。このような青少年は殆んど非行や犯罪に陥ることはないのであるが、これに反して非行、犯罪を侵す青少年の殆んどは、この重大問題に対する明るい見透し、正しい解答をもつていて、毎日の生活は不安と動搖に満ちているのである。

それ故、青少年の非行防止の対策として、両親は子供の将来の生活設計樹立に対し、子どもの能力、適性、趣味、環境状況、将来性等を考え、子どもとよく話し合って、その方向決定に援助、協力をしてやるべきである。その際、あくまで、子供の将来の幸福を第一にして相談することである。

(7) 生活の規則性と異性問題

青年は自由の美名にかくれて、ときには放縱の悪習を作り、自主、自律を主張して不良行為をあえてするものである。

不良化は一般的に生活のだらしなさから発生するものであるから、両親自身も生活の規則性を守り、善良な模範によつて、青年の生活の規則性を確保することが大切である。

つぎに、青年は性的成熟に伴い、異性への関心は高まり、性的欲求にかりたてられて、性犯罪をおかす危険性がある。

青年の性的乱れは、彼等を取りまく、環境の乱れによることが極めて多いものである。

それゆえ、両親は青年の性的関心ができるだけ、運動や文化的価値追求の方面に激励し、誘導することが大切である。

反面、青年の異性との交際に、両親があまり神経質になり過ぎて、異性との接近を過度に抑制し、異性を敵視する如き態度をとり、異性理解の手段を封ずるような取扱いは慎しむべきである。

できる限り中学校を卒業するまでに、性に関する科学的な知識を得させ、異性に対する正しい理解と正しい男女の交際の仕方を教えることが必要である。^(註12)

以上は青少年の非行防止という立場から家庭教育上、両親が特に注意しなければならないと思われる点を指摘したのである。

第二節 青少年非行防止のための学校教育

(1) 道徳的意志の養成

学校教育の任務は教授と訓練にあることは、古来から教育学の説くところである。

戦後の日本の学校教育では、自由主義、民主主義の思潮と児童中心、生徒中心の考え方から、訓育、訓練の面は軽視され、入学準備のための知育偏重の教授の面のみが重視されてきている。

青少年不良化の対策として、今後の学校は道徳的人格の養成につとめ、社会生活において守らなければならぬ秩序や規律を認識させ、道徳的意志を強化して、その意志にしたがつて行動する訓練をしなければならない。

幼児、児童は父母、教師の命令や禁止にしたがつて行動する。その頃は父母、教師の命令であるからこれに服従する。この頃は、父母や教師の優越性を基礎にした権威をみとめており、他方には、彼等にそなわる服従本能によるのであるが、道徳的意志の養成は、父母教師の権威に服従することから始まる。

(父母、教師の権威は、子どもが父母、教師の優越を認め、子どもによって作られた権威である。このような権威に値するためには、もちろん、父母、教師は人間として、彼等より優越していなければならない。)

つぎに、彼等は命ぜられた事柄を正しいと悟つて、正しいから従うようになり、最後に、自己の理性（良心）の権威に自由に服従するようになつて、はじめて道徳的意志が養成されたことになる。

道徳的意志は正しい父母、教師に対する服従に始まり、自己の良心に服従することで完成するのである。

服従のないところに道徳的意志の発達はない。一般に、服従と自由とは、反対の概念のように考えられるが、服従においてのみ人は自由になり得るのである。

理性の要求への服従が自由の極致である。自己の本能、衝動を抑制し、自己決定するところに真の自由がある。

この道徳的意志によつて、悪友の感化、不良な団体行動、通学途上の誘惑などを除去することができて、不良化をまぬがれることができるのである。

ただ、児童、生徒の道徳的意志の養成のための前提条件として、父母、教師の権威が必要である。もし今日、学校で教師の権威が喪失しているとしたら、教師の権威の回復、保持こそ、青少年非行防止対策として、教師に課された重要課題である。

(2) 受験本位の教育の反省

戦後、我が國の中、高校の教育は、教育基本法第一条に規定されている理想的人間を作るにふさわしい教育がなされているというよりは、むしろ、中学校教育は高校受験のため、高等学校教育は大学受験のための予備校といった方が妥当のようなゆがんだ教育が行われているように思われる。反面から考えると、大学の入試制度や入試問題は高校教育をゆがめ、高校の入試制度、入試問題は中学校教育をゆがめていると考えられる。

例えば、中、高校の教科書の内容をみれば、特に入試に関係する科目の教科書の内容は極めて広範囲で微に入り細に亘つたもので、三年間では絶対に修得しえない分量のものがもられている。それも、そのようなこまかい専門的な所を入学試験の問題に出すことに原因がある。もつと基本的なもので、平易で重要な問題を出題すれば、指導する教師はそれを取捨選択して能率的に学習指導ができ、生徒の側も効果的な学習活動が出来るのであるが、現今ではそれは不可能である。

今日の入試問題は難問題でこまかい所が出題されるからである。

ここに試験をする側の反省が必要である。

次に、このような試験中心の教育を受けている生徒の中で、上級学校進学のために、勉強に熱中しているもののなかからずら、受験本位、競争本位の学校教育を恨んで学校に放火したり、前途に不安をもち、自殺したりする者があとをたたない。これに反して、本人の能力はあっても、家庭の事情で、進学できないもの、進学したくても学力が低くて、入

試に合格できる見込みのないものなど、学校生活は面白くなく、学習に興味はもてず、学業を放棄するようになる者が出て来ているのである。

学校側のとりあつかいも、進学組の世話を熱心で、就職組のためには不熱心であると思い、学校側の不公平な取扱いに反感をもつものも出てくるのである。

教育の方法は、試験、試験で追い立て、点数、席次を生徒、父兄に示し、競争意識をあふりたて、その結果、生徒間に敵対感情をわき立せている。

このような教育方法による犠牲者は、中学校にも、高等学校にもかなり多数にのぼっている。

競争に常に勝っている生徒は、優越感も湧き、学習の意欲は旺盛になるであろうが、こんな生徒も、他から追い越されるのではなかろうかという不安感におそわれている。

他方、競争に常に負け、大多数のものと足なみをそろえてついていけない生徒の九年間ないしは十二年間の学校生活から受ける体験と、その体験は性格形成に及ぼす悪影響を考えると憂慮にたえないものがある。

これらの生活をもつと温かい気持で見てやる必要がなかろうか。

もちろん、このような生徒達を放置しておいてはならないことはわかつていても、受験本位の学校ではそれらの生徒を充分世話をだけの人的余裕をもたないのは現状である。

このような生徒達は、自己の不満を反社会的行動をもって、学校内外で爆発させるのである。

このような生徒に対する施策は、今日の学校に課された非行対策の第一の問題である。

この問題解決のための具体的方法として、第一は、父兄は学校に対する教育要求を変更し、生徒にあまり期待過剰にならないことである。

第二は、教員数を増加して、一学級の生徒数を減少し、充分な個別指導の出来る体制を確立し、生徒と教師との間の密接な人間関係を保持するようすることである。

第三は、受験本位、競争本位の形態をあらため、人格形成の教育本来の目的に従って、協同学習、協同研究の形態にかえることである。そのためには、入試制度を変更すると共に入試の問題は基本的でもっと平易な問題に改変することが前提条件である。

第四は、画一教育を改めて、各個人の個性、長所を伸長させることに努力すること、できうれば、中学校から選択コースを設けて、義務教育としての完成教育を充実することである。

(3) 問題の生徒を阻害しない

筆者はある少年院を見学した際、院長はここに収容されている青少年は全部、中、高校を退学したもの、退学させられた者であるということを聞き驚いたのである。

一般の学校は不良化し非行をした生徒を教師も一般の生徒も相手にせず、学校社会、友人グループからはじき出し、学校から退学させるのが处罚の方法である。

この退学させられた生徒はそれを契機にして自暴自棄になり不良化の程度を一層強化してついには少年院行きとなるのである。

それ故、このような生徒は、善良な多くの生徒集団の中に包みこんで、集団の力で温くはぐくみ善導するという態勢を学校内に作る必要がある。このような態勢をつくるためにも、生徒と教師の人格的ふれ合い、人間関係を密接にすると同時に、前項の共同学習、共同研究の教育形態が必要である。

(4) 師弟の人間関係の密接化を図る

学校内における不良化防止の最善の対策は前述の如く教師の温い愛情と生徒の信頼と尊敬にもとづいた師弟間の人間関係を作ることである。

教師の温い教育愛と生徒を信用し、激励し、援助する誠意をもつことと、生徒はこれに感謝し、尊敬し、親しみをもつという人間関係が出来れば、生徒の学校生活は安定感に満ち、楽しいものになる。

たとえ、成績が不良でも、時には問題を起して教師から叱責されても、卒業して校門を去るにあたり、一人一人の生徒の胸の中に「随分お世話をになりました。」という感謝の気持が湧き出でてくるような、師弟の関係ができれば、これを最良の対策であろう。

(5) ガイダンス (guidance) 組織の強化

現在金沢市の各中、高校に生徒の生活指導専任の教師が一名任命され、その下に係員若干名を置き、生徒の不良化防止に大きな成果をあげつつある。

でき得ればこの制度を一層強化することが望ましい。

しかし、一校に、二、三名の生活指導専任教師とホーム主任に生徒の生活指導をまかせておいたのでは、今日の激増する青少年の不良化傾向に対抗処することは到底不可能である。中、高校に奉職している全教官が一致協力し、各担当教科の一時間、一時間の授業中に、また、科外活動中に生活指導を中心に行ななければ充分の効果はあげられないと思う。

その意味から、最善の生活指導体制は、全校の教師の一致協力にあると思う。

第三節 不良化防止のための一般社会

地域社会における青少年の非行対策の根本理念は、地域社会環境の浄化と各家庭の両親教育にある。

(1) 地域の成人教育

青少年の不良化は、成人の行為の模倣が極めて多い。地域社会に暴力団が横行し、性犯罪、その他の不正が行なわれていれば、自然に青少年はそれに感化影響されることは当然であろう。たとえば、県下の某地域に、成人の賭博が多く、そこに住む子どもの遊びの中にかけごとの遊びが多いということである。

男女交際のみだれた地域の子どもには、性犯罪が多いように、その地域の成人の行為は子どもに影響をあたえる。それ故、青少年の非行化を防止するには、成人がかもし出す環境の浄化が第一であって、そのための成人教育が必要であると考える。

そこで、各地域毎に、その地域社会のもつてゐる伝統や慣習を全部掘り起して、再検討を加え、子どもの教育に何がプラスで、何がマイナスかを批判し、地域全体で、環境の浄化を図るような社会教育が必要であると思う。

それには、公民館が中心になり、婦人会、青年団、社会福祉協議会、その他の各種団体が、それぞれの学習の課題として、如何にして環境を浄化するかの問題をとりあげて、学習と実践を結びつけた、全村、全町、全市ぐるみの活動によって、非教育的要素の根絶に取り組んで欲しいと思うのである。

(2) 両親教育

「子供は親の鏡である」ということから、青少年の非行防止の根底は各家庭の教育にあることは自明の理である。

それで各家庭の両親に対して、家庭教育の重要性、家庭教育のねらい、子供に対する両親の責任などについて公民館が中心になり、婦人学級、成人学級、家庭教育学級、更に各学校の P.T.A、その他の組織で両親に対して自覚を促し啓蒙することが、不良化対策の最善の方法である。

この両親教育の中に、取りあげたい他の面は教育上の利己主義をあらためる教育である。

何れの両親も自分の子供は一番可愛いのは当然であるが、もし、不幸にして近隣に不良化した子どもができた場合、その子どもを異端視して仲間はずれにしたり、近隣社会からはじき出したりしないようにして欲しいことである。

そのような問題の子どもを善良な多数の子どもの中に温く包みこんで善導する気持を、まず地域の成人達がもってほしいと思う。勿論「朱に交われば赤くなる。」の諺の如く、自分の子供も、その問題の子どもに影響されて不良化するのではないかという心配のあることは理解できるが、多数の善良な子供の力で、否、子供達だけにまかせず、成人も協力して、惡の道に足を踏みはずそうとしている子どもや、足を踏みこんだ子どもを、互いにかばいあい、ささえあって善導していくよう地域社会がならなければ、青少年の不良化、非行化は防止できないと思う。

そうでないと問題の子どもは、学校でも、近隣社会でも、仲間に入れてもらえないなど、どこか遠い所で、不良グループを探し、その中に入つて益々非行、犯罪へと急転落していくことになる。

(3) マスコミ対策

戦後日本の出版、言論の自由の法的根拠にもとづいて、低俗な出版物や性的刺戟をあふり立てる映画や演劇が街頭に氾濫し、青少年の非行の原因になつてゐる。

これらは、資本主義社会の欠陥として、利潤追求のためにその手段を選ばない、悪徳者の無責任な行為によるものであつて、これらの行為に対し、警察官の取締りが行われない限り、民衆の声、民衆の知性によつて、これらに对抗しなければならないのである。

そのために一大国民運動を起し、悪徳業者の自粛を促す以外によい方法は見出しえないのである。

すでに、甲府市や埼玉県においては、不良出版物の販売を拒否するという小売組合の決定がなされ効果をあげつつあると聞いている。

反面、各地域社会においては、不良文化財に対抗すると共に、優良文化財の普及に積極的な方途を講じて、地域ぐるみで文化的環境の浄化を推進させることは、非行防止の一対策である。

(4) 青少年健全育成のための施設、設備の充実

青少年の心身の強力なエネルギー発散の場を作つてやることが、不良化防止の一対策である。青少年が自由に出入できる体育館、運動場、自由に集会のできる会館などを用意して、そこで、身体的エネルギーをスポーツによつて発散させ、精神的エネルギーを文化的活動によつて趣味、教養を高めるために使用できる施設、設備を充実させが必要である。

このような施設、設備の充実のために、もつと国家、県、市町村の当局者は積極的であつて欲しいと希望するとともに、地域住民も当局に強く働きかける必要がある。

(5) 勤労青少年の優遇

青少年の非行は学生、生徒の非行数と勤労青少年の非行数とはその年によつても多少の違いがあるがほぼ半々位である。

一般社会は勤労青少年に対しては、つめたい待遇を与えていたりと思われる。それ故、一般社会人が勤労青少年に対してもつと温い愛情と理解を与え、雇傭主は勤労青少年をもつと優遇し、愛情と励ましを与え、教育訓練に力を注ぎ、彼等の将来の生活設計に援助と協力を与えてもらいたいと思う。

他方、県、市町村当局は、彼等のために集会所、体育施設、文化施設を早急に整備し、余暇の善用指導を強化することが、非行化防止対策として最も大切な処置であると思う。

(6) 非行青少年の早期発見、早期補導の体制を整えること

現今の青少年非行防止機構の中で、非行後の法的処理機関は一応完備していると思われるが、非行の予防対策と、非行後の教化善導体制は、極めて弱体であると思う。

例えば、事件検挙のための警察、検挙後の家庭裁判所、検察庁、少年保護監察所、少年院などは充実しているのに対して、児童相談所、少年補導センターなどの機関は、人員も僅かで甚だ貧弱である。

したがつて、児童相談所、補導センターなどの数を増加すると共に、それらの設備を充実し、人員の増加が必要である。

(7) 青少年問題を取扱っている、すべての組織、機関の有機的な連絡、協調の強化

非行青少年に関して、その取扱い上、学校と父兄、学校と警察、学校と司法機関、学校と地域の組織、警察と地域の組織、警察と雇傭主など相互の間の連絡、協調は必ずしも緊密であるとは考えられない。

勿論、それぞれの立場、任務には差異があるうと思われるが、出来るだけ繩張り意識を捨てて、何れの組織、機関も、常に青少年の将来の幸福、将来の立直りを中心にして、連絡を密にし協力、共同の活動がなければならない。

更に、地域社会における各種団体、組織の間には、個々別々な考え方、処理方法を用いるのではなく、地域の全団体、全組織が一体化して強力な補導及び教化体制を作ることが必要である。現状では話し合いと会議は頻繁に行なわれているが実践が伴っていない傾向がうかがわれる。

結語

現今の青少年不良化の傾向は、世界的であるといわれ、わが国においても、本県でも同様で、この対策は重大な社会問題、政治問題である。

本研究では、本県の青少年の犯罪、非行の推移状況とその特色を明らかにし、非行の原因を主体的原因と環境的原因に二大別して、それぞれに検討を加えたのである。

主体的原因の主なるものは、青少年自身の道徳的意識の低劣、心理的欠陥によるものと考え、環境的原因には、家庭のしつけ、教育の欠陥と、学校教育上の問題、一般社会の混乱などをあげた。

次に、青少年非行防止対策として、両親教育によつて、両親に子どもの心理の理解、家庭教育の任務、方法などの理解、子どもの教育、しつけに対する両親の責任などについて、啓蒙することを説いた。

更に、青少年非行の防止のために学校教育を如何に改善すべきかについて述べ、一般社会環境の浄化について検討を加えたのである。

これに加えて、マスコミ対策、青少年補導教化体制の確立について考察を進めたのである。

これらの問題点のほかに、今一点つけ加えなければならないのは、戦後の子どもの教育の路線が家庭、学校、社会がそれぞれ異つており、子どもは三つの路線のまじわる三叉路の上に立たされ、何れの方向に進んだらよいのか迷つていふ感があることである。

すなわち、彼らは教育上の混乱の中に育てられて来たということである。

今後の教育上の課題はこの三つの路線の完全な一致は望めないまでも、教育の方向を一定にする必要がある。そうして、子どもの教育について、家庭は家庭として、学校は学校として、社会は社会として、それぞれの任務と責任を自覚し、それを完遂する努力と共に三者の有機的連絡、統合がなければ、教育の効果はあげられないと思う。非行防止対策についても同様である。

要するに、青少年の非行防止のためには、青少年の道徳心を高め、人権尊重の精神を育成することである。そのため

には、家庭、学校、一般社会など、特に青少年の所属する第一次集団の環境をまづ教育的に整備することが大切である。

おわりに、この研究に多くの貴重な資料を提供していただいた、石川県警本部刑事部防犯課及び補導センターの諸官に衷心から謝意を捧げる次第である。

参考文献

- 註
(1) 警察庁保安局防犯少年課編少年非行 P.4
(2) ibid. P7
(3) ibid. P8
(4) ibid. P8
石川県警本部刑事部防犯課 昭和四四年石川県下の少年非行
(5) K. C. Garrison, Principle of topological Psychology. 1937.
(6) K. C. Garrison, Psychology of Adolescence. P.87. 1955.
(7) 鈴城吉蔵著 社会心理学講義 P.226 函庄書房
(8) L. G. Cole, Human Behavior. P.P. 758—764. 1953.
(9) 篠原助市著 新教育学概論 九七頁 理想社
(10) A. T. Jersild, Child Psychology. P.P. 255—287. 1950.
(11) K. C. Garrison, Psychology of Adolescence. P.P. 228—249.